

防整施第18645号
30.11.30
一部改正 防整施第15298号
令和6年6月28日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

地方防衛局調達部の事業監理課に係る業務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成30年12月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、地方協力局地方協力企画課、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部長、防衛監察本部総務課長、防衛装備庁長官官房会計官

地方防衛局調達部の事業監理課に係る業務処理要領

第１ はじめに

１ 業務処理要領の目的

本要領は、地方防衛局調達部における建設工事に携わる職員の円滑かつ効率的な業務の実施に資することを目的として、標準的な処理要領を定めたものである。

２ 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 建設工事 地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）及び技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第１４４号。２８．３．３１）別紙建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領第２項に規定する技術業務をいう。）をいう。
- (２) 建設プロジェクトマネジメント 建設工事の実施に係る計画段階から施設の引渡しまでの進捗を一元的に管理すること。
- (３) 維持管理 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修・修繕等をいう。
- (４) 本局 地方防衛支局又は地方防衛事務所に所掌事務の一部を分掌する地方防衛局をいう（北海道防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）。
- (５) 支局等 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌される地方防衛支局又は地方防衛事務所をいう（帯広防衛支局、熊本防衛支局及び名護防衛事務所に限る。）。
- (６) 取得等訓令 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６６号）をいう。
- (７) 幕僚監部等 大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕

僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。

(8) 部隊等 大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。

(9) 技術各課 地方防衛局等の建築課、土木課及び設備課をいう。

(10) 自衛隊施設 自衛隊の用に供する土地、建物、立木その他土地に定着する物件をいう。

(11) 提供施設 駐留軍に提供している施設及び区域である建物その他工作物をいう。

(12) 設計会議 設計業務委託又は標準図等活用発注における詳細図等作成において、設計又は詳細図等の各進捗段階（業務着手時、30%、60%、90%、成果品納入時及び監督官又は管理技術者が必要と認めた時）で行う発注者と受注者との会議及び打合せをいう。

(13) レビュー会議 事業監理課が対象事業に関わる技術各課及び調達計画課を招集し、事業の進捗状況、懸案事項を確認し、必要な対策を立案、決定するための会議をいう。

なお、当該会議においては、①事業進捗や懸案事項の対応状況等の確認、②発生した課題に関する情報と問題意識の共有、③課題に対する対策案の検討、④全体事業工程の修正、詳細化などを行う。

(14) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。

(15) 供用事務担当官 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官をいう。

(16) 国有財産登録資料等 自衛隊施設の建設工事（直轄工事）に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について（防整整第15718号。27.10.1）第2項第7号及び提供施設の整備工事に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について（防地施第10491号。30.6.28）第2項第8号に規定する国有財産登録資料等をいう。

(17) 直轄工事 地方防衛局等が工事の施行を部外に発注するものをいう。

- (18) 委託工事 防衛大臣又はその委任を受けた者が工事の施行を防衛省以外の国の行政機関又は地方公共団体等（以下「施行受託機関」という。）に委託するものをいう。
- (19) 電子納品 防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（防整施第17547号。27.10.1）別紙第1から3までに規定する電子納品をいう。
- (20) 施設保全責任者 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）について（防整施（事）第25号。27.10.1）別添の第2項第4号に規定する施設保全責任者をいう。
- (21) 個別施設計画 防衛省インフラ長寿命化計画に基づき、施設の管理者が策定する個別施設ごとの中長期的な修繕・更新等に係る方針を定める計画をいう。

第2 所掌事務の区分

1 地方防衛局調達部各課の所掌事務

地方防衛局調達部各課（装備課を除く。）においては、地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第26条から第30条の規定に基づき、次の表に掲げる事務を担う。

地方防衛局調達部各課の所掌事務

担当課	所 掌 事 務
調達計画課	・ 調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ・ 建設工事の実施計画に関すること。 ・ 建設工事に関する統計に関すること。 ・ 調達部の所掌事務に関する争訟に関すること ・ 調達部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
事業監理課	・ 建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。 ・ 建設工事の検査に関すること。 ・ 自衛隊の施設の保全に資する情報の管理に関すること。
建築課	・ 建築工事の設計に関すること。 ・ 建築工事費の積算に関すること。 ・ 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。 ・ 建築工事に関する調査及び研究に関すること。
土木課	・ 土木工事の設計に関すること。 ・ 土木工事費の積算に関すること。

	・土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 ・土木工事に関する調査及び研究に関すること。
設備課	・設備工事の設計に関すること。 ・設備工事費の積算に関すること。 ・設備工事の施工の促進及び監督に関すること。 ・設備工事に関する調査及び研究に関すること。

2 本局と支局等の所掌事務

支局等が管轄する区域内の事務のうち、個別施設計画に係る事務（策定状況確認、技術的助言等）については本局が所掌し、その他の事務は支局等が所掌する。

第3 業務処理要領

1 事業段階ごとの業務内容及びフロー

事業監理課は、建設工事の計画、調査、設計、工事、施設完成後及び維持管理の各事業段階において業務を担うこととなるが、調達部長が選定する建設プロジェクトマネジメント事業（以下「PM事業」という。）とそれ以外の事業（以下「一般事業」という。）では、以下のように対応が異なるので留意するものとする。

PM事業については、事業監理課は調査、設計及び工事に係る検査業務の他に、建設工事の実施に係る計画段階から施設の引渡しまでの進捗を一元的に管理する業務を行う。他方、一般事業については、事業監理課は調査、設計及び工事に係る検査業務のみを行う。また、施設完成後は、PM事業又は一般事業の別に関わらず、施設引渡し後のフォローアップに係る業務等を行うこととなる。

事業監理課が関与する事業段階ごとの業務内容及びフローは、次の表のとおりである。

なお、建設工事の計画段階においては、新たに計画される事業（以下「新規事業」という。）と既に調査や設計を実施している継続中の事業が存在するため、新規事業と既にPM事業として調達部長が選定した事業（以下「継続中のPM事業」という。）とで業務フローを区分している。

事業段階ごとの業務内容及びフロー

事業段階区分	業務内容	P M事業	一般事業	業務フロー
計画	予算要求資料の作成等【新規】	○	○	付紙第1-1、2-1
	予算要求資料の作成等【継続】	○	—	付紙第1-2、2-2
	ヒアリングの実施・PM事業の選定【新規】	○	○	付紙第3-1、4-1
	ヒアリングの実施【継続】	○	—	付紙第3-2、4-2
	施設の要求諸元の確認及び調整【新規】	○	○	付紙第5-1
	施設の要求諸元の確認及び調整【継続】	○	—	付紙第5-2
調査	完了検査 ^{※1} の実施	○	○	付紙第6
設計	実施段階	○	—	付紙第7、8
	完了検査の実施	○	○	付紙第6
工事	実施段階	○	—	付紙第7、8
	標準図等活用発注の詳細図審査	○	—	付紙第9
	設計・施工一括発注方式の設計図精査	○	—	付紙第10
	中間技術検査の実施	○	○	付紙第11
	完成検査 ^{※2} の実施	○	○	付紙第12
施設完成后	国有財産登録資料等の作成	○	○	付紙第13
	施設引渡し後のフォローアップ	○	○	付紙第14、15
	取得等訓令に基づく瑕疵修補	○	○	付紙第16
	会計検査の対応	○	○	付紙第17
維持管理	電子納品システム等への登録	○	○	付紙第18、19
	個別施設計画策定状況の確認	○	○	

(凡例)

「○」は、事業監理課が関与する事業段階区分を示す。

「—」は、事業監理課が関与しない事業段階区分を示す。

「新規」は、新規事業を指す。

「継続」は、継続中のPM事業を指す。

「※1」は、完了検査のほか、指定部分検査及び既済部分検査を含む。

「※2」は、完成検査のほか、中間検査、指定部分検査及び既済部分検査を含む。

2 事業段階ごとの留意事項

(1) 計画

事業監理課は、建設工事に係る計画段階において、予算要求資料の作成、ヒアリングの実施、PM事業の選定等に関し、以下の事項について実施するものとする。

ア 予算要求資料の作成等

建設工事の実施に係る予算要求資料の作成等に当たり、部隊等から技術的協力を求められた場合、自衛隊施設と提供施設とでは、以下のように対応が異なるので留意するものとする。

(ア) 自衛隊施設（新規事業）

調達計画課は、取得等訓令第5条の規定に基づく予算要求資料の作成に当たっての幕僚監部等からの技術的協力の依頼に対する回答について、整備計画局施設整備官（以下「施設整備官」という。）から情報提供を受けたときは、事業監理課にその回答内容を情報提供するものとする。

調達計画課は、予算要求資料の作成について、部隊等から技術的協力の依頼があった場合は、工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31。以下「工事細目」という。）第3の規定に基づき、その内容を確認の上、技術各課に協力事項について検討を依頼するとともに、今後の建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、依頼した検討内容を事業監理課に情報提供するものとする。また、調達計画課は、部隊等への回答内容について調整及び取り纏めを行い、部隊等に回答するものとし、併せて施設整備官に情報提供するものとする。

事業監理課は、技術各課が検討し、調達計画課が取り纏めた回答内容を確認するものとする。

(イ) 自衛隊施設（継続中のPM事業）

事業監理課は、取得等訓令第5条の規定に基づく予算要求資料の作成に当たっての幕僚監部等からの技術的協力の依頼に対する回答について、施設整備官から情報提供を受けたときは、調達計画課にその回答内容を情報提供するものとする。

調達計画課は、予算要求資料の作成について、部隊等から技術的協力の依頼があった場合は、その依頼内容を事業監理課に連絡し、連絡を受けた事業監理課は、工事細目第3の規定に基づき、技術的協力の内容を確認の上、技術各課及び調達計画課に協力事項について検討を依頼するものとする。また、事業監理課は、部隊等への回答内容について調整及び取り纏めを行うものとする。

調達計画課は、事業監理課が取り纏めた回答内容を確認し、部隊等に回答するものとし、併せて施設整備官に情報提供するものとする。

(ウ) 提供施設（新規事業）

調達計画課は、予算要求資料の作成について、整備計画局提供施設計画官（以下「提供施設計画官」という。）から技術的協力の依頼があった場合は、工事細目第3の規定に基づき、その内容を確認の上、技術各課に協力事項について検討を依頼するとともに、今後の建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、依頼した検討内容を事業監理課に情報提供するものとする。また、調達計画課は、提供施設計画官への回答内容について調整及び取り纏めを行い、提供施設計画官に回答するものとする。

事業監理課は、技術各課が検討し、調達計画課が取り纏めた回答内容を確認するものとする。

(エ) 提供施設（継続中のPM事業）

事業監理課は、予算要求資料の作成について、提供施設計画官から技術的協力の依頼があった場合は、工事細目第3の規定に基づき、その内容を確認の上、調達計画課及び技術各課に協力事項について検討を依頼するものとする。また、検討過程において、米陸軍工兵隊日本地区本部等に整備諸元等の確認が必要な場合は、調達計画課から米陸軍工兵隊日本地区本部等に依頼し、その回答内容を検討内容に反映させるものとする。

また、事業監理課は、提供施設計画官への回答内容について調整及び取り纏めを行い、提供施設計画官に回答するものとする。

イ ヒアリングの実施・PM事業の選定

PM事業は、原則、以下のいずれかの要件を満たす事業の中から選定する

ものとする。

- ① 大規模事業
- ② 工期に制約があり、重点的に進捗管理を行う必要がある事業
- ③ 過去に類似事例がない事業
- ④ その他必要と認められる事業

なお、自衛隊施設と提供施設とでは、以下のように対応が異なるので留意するものとする。

(7) 自衛隊施設（新規事業）

調達計画課は、次年度の施設整備の予算要求について、秋期に、部隊等が地方防衛局に対して行うヒアリング（以下「地方防衛局ヒアリングという。」）に出席し、地方防衛局ヒアリングの結果、懸案事項があったときは、技術各課に懸案事項について検討を依頼するとともに、依頼した検討内容を事業監理課に情報提供し、また、部隊等への回答に当たっては、回答内容について調整及び取り纏めを行うものとする。

事業監理課は、建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、次年度の施設整備の予算要求の内容について、必要に応じ秋期に行われる地方防衛局ヒアリングに出席し、次年度に予定されている施設整備の内容を把握し、懸案事項を確認するものとする。

技術各課は、秋期に行われる地方防衛局ヒアリングの資料を基に、設計の与条件を整理した概要書（以下「設計概要書」という。）を作成するものとし、設計概要書を作成するために必要な情報が不足する場合は、調達計画課を通じて、部隊等へ追加資料の提供を依頼するものとする。

調達計画課は、技術各課が作成した設計概要書を取り纏めるとともに、事業監理課に内容確認を依頼するものとする。

調達計画課は、次年度の施設整備に係る執行計画等について、施設整備官が地方防衛局に対して行うヒアリング（以下「本省ヒアリング」という。）に出席し、地方防衛局ヒアリングの結果、執行計画等に変更が生じた場合又は課題等が確認された場合には、その内容を事業監理課へ情報提供するものとする。なお、事業監理課は、必要と認められる場合は、本省ヒアリングに出席するものとする。

事業監理課は、地方防衛局ヒアリング及び本省ヒアリングの内容を踏まえ、調達計画課及び施設整備官と調整の上、取得等訓令第6条の基本計画書（以下「基本計画書」という。）の大臣承認前にあらかじめPM事業の案を選定するものとする。また、基本計画書の大臣承認の通知があったときは、事業監理課は、内容を確認の上、PM事業の案を調達部長に上申し、調達部長がPM事業を選定したときは、調達計画課及び技術各課に通知するとともに、施設整備官及び部隊等へ情報提供するものとする。

事業監理課は、春期に行われる地方防衛局ヒアリングに出席し、当該年度に予定されている施設整備の内容を把握するものとする。

技術各課は、事業の実施に当たり、次年度の春期に行われる地方防衛局ヒアリングにおいて、ヒアリング資料と設計概要書及び現地の状況との整合を再確認するものとする。

(イ) 自衛隊施設（継続中のPM事業）

事業監理課は、次年度の施設整備の予算要求について、秋期に行われる地方防衛局ヒアリングに出席し、地方防衛局ヒアリングの結果、懸案事項があったときは、技術各課及び調達計画課に懸案事項について検討を依頼するとともに、部隊等への回答内容について調整及び取り纏めを行うものとする。

調達計画課は、事業監理課が取り纏めた回答内容を確認し、部隊等へ回答するものとする。

技術各課は、秋期に行われる地方防衛局ヒアリングの資料を基に、設計概要書を作成し、設計概要書を作成するために必要な情報が不足する場合は、調達計画課を通じて、部隊等へ追加資料の提供を依頼するものとする。

事業監理課は、技術各課が作成した設計概要書を取り纏めるとともに、調達計画課に内容確認を依頼するものとする。

調達計画課及び事業監理課は、次年度の施設整備の執行計画等に係る本省ヒアリングに出席し、懸案事項を把握するものとする。

事業監理課は、春期に行われる地方防衛局ヒアリングに出席し、当該年

度に予定されている施設整備の内容を把握するものとする。

技術各課は、事業の実施に当たり、次年度の春期に行われる地方防衛局ヒアリングにおいて、ヒアリング資料と設計概要書及び現地の状況との整合を再確認するものとする。

(ウ) 提供施設（新規事業）

事業監理課は、次年度の提供施設に係る整備の予算要求内容について、調達計画課から情報提供を受けた場合、今後の建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、次年度に予定されている施設整備の内容を把握し、懸案事項を確認するものとする。

調達計画課は、次年度の提供施設に係る整備の執行計画等について、提供施設計画官が地方防衛局に対して行うヒアリングに出席し、執行計画等に変更が生じた場合又は課題等が確認された場合は、その内容を事業監理課へ情報提供するものとする。なお、事業監理課は、必要と認められる場合は、当該ヒアリングに出席するものとする。

事業監理課は、当該ヒアリングの内容を踏まえ、調達計画課及び提供施設計画官と調整の上、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第5条の整備基本計画書（以下「整備基本計画書」という。）の大臣承認前にあらかじめPM事業の案を選定するものとする。また、整備基本計画書の大臣承認の通知があったときは、事業監理課は、内容を確認の上、PM事業の案を調達部長に上申し、調達部長がPM事業を選定したときは、調達計画課及び技術各課に通知するとともに、提供施設計画官へ情報提供するものとする。

(イ) 提供施設（継続中のPM事業）

事業監理課は、次年度の提供施設に係る整備の予算要求内容について、提供施設計画官から情報提供を受けた場合、今後の建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、次年度に予定されている施設整備の内容を把握し、懸案事項を確認するとともに、その内容を調達計画課に情報提供するものとする。

調達計画課及び事業監理課は、次年度の提供施設に係る整備の執行計画等について、提供施設計画官が地方防衛局に対して行うヒアリングに出席

し、懸案事項を把握するものとする。

ウ 施設の要求諸元の確認及び調整

(7) 提供施設（新規事業）

調達計画課は、施設の要求諸元について、提供施設計画官から実施の可否に係る検討依頼があった場合は、その内容を確認の上、技術各課に技術的事項について検討を依頼するとともに、今後の建設プロジェクトマネジメントの円滑な実施の観点から、依頼した検討内容を事業監理課に情報提供するものとする。また、調達計画課は、提供施設計画官への回答内容について調整及び取り纏めを行い、提供施設計画官に回答するものとする。

事業監理課は、技術各課が検討し、調達計画課が取り纏めた回答内容を確認するものとする。

(イ) 提供施設（継続中のPM事業）

事業監理課は、施設の要求諸元について、提供施設計画官から実施の可否に係る検討依頼があった場合は、その内容を確認の上、調達計画課及び技術各課に検討を依頼するものとする。また、事業監理課は、提供施設計画官への回答内容について調整及び取り纏めを行い、提供施設計画官に回答するものとする。なお、回答内容については、調達計画課に情報提供するものとする。

(2) 調査

事業監理課は、各地方防衛局調達部が実施する調査業務に関し、以下の事項について主体的に実施するものとする。

ア 完了検査の実施

検査官は、業務が完了した場合、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく検査をしなければならない。

検査官は、検査を完了したときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第101条の9に基づき、速やかに検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。ただし、工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28. 3. 31。以下「検査細

目」という。)第7の規定による確認の結果、業務目的物に契約書に基づく図面、仕様書、現場説明書その他の関係書類(以下「設計図書等」という。)と適合しない部分があると認めるときは、検査細目第10の規定により監督官に当該部分の修補の措置を採らせるものとし、修補の完了を業務の完了とみなす。検査官は修補完了の通知を受けた日から10日以内に修補後の業務目的物が設計図書等に適合していることを確認した上で検査を完了するものとする。

なお、当該修補が重要な部分に係るもの、履行期間に多大な影響を与えるもの又は相当な費用を要するものは、検査官が契約担当官等に報告し、その指示によるものとする。また、履行期間内に修補が完了しない場合、検査官は上記に示す対応のほか、不合格として当該検査の結果を監督官を通じて受注者に通知するものとし、受注者に直ちに修補を行わせ、再度、検査を受けさせなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなし、検査官は修補後の業務目的物が仕様書等に適合していることを確認した上で検査を完了し、改めて合格として当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

(3) 設計

事業監理課は、建設工事に係る設計段階において、技術各課が実施する設計業務に関し、以下の事項について主体的に実施するものとする。

ア 実施段階

事業監理課は、PM事業のみを対象として設計の実施段階の確認を行うものとするが、以下の観点から事業を監理するものとする。

- ① **進捗管理**：事業監理課は、対象事業に係る総合的な工程表を作成し、事業の進捗及び関係法令等に基づく手続きの状況を管理するものとする。
- ② **懸案事項管理**：事業監理課は、進捗管理を実施するに当たり、懸案事項やそれに伴う予算を管理表(付紙第20参照)にて整理し、逐次関係者間で共有し、懸案事項の解決までの過程を

管理するものとする。なお、予算管理については調達計画課が行い、事業監理課と情報共有するものとする。

(7) 自衛隊施設

事業監理課は、設計会議における設計業務着手時、30%段階、60%段階及び90%段階において、設計の実施状況（設計の進捗状況及びユーザーのニーズの反映等）を技術各課に確認することを基本とする。なお、開催時期及び回数等については、事業の内容及び進捗状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

(イ) 提供施設

事業監理課は、設計会議における設計業務着手時、30%段階、60%段階及び90%段階において、設計の実施状況（設計の進捗状況及びユーザーのニーズの反映等）を技術各課に確認することを基本とする。なお、開催時期及び回数等については、事業の内容及び進捗状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

イ 完了検査の実施

前号アの規定による。

(4) 工事

事業監理課は、建設工事に係る工事段階において、技術各課が実施する工事に関し、以下の事項について主体的に実施するものとする。

ア 実施段階

事業監理課は、PM事業のみを対象として工事の中間段階の確認を行うものとするが、以下の観点から事業を監理するものとする。

- ① **進捗管理**：事業監理課は、対象事業に係る総合的な工程表を作成し、事業の進捗及び関係法令等に基づく手続きの状況を管理するものとする。また、技術各課は、受注者から提出される工事進行状況報告書の写しを事業監理課へ送付するものとする。

なお、実際の出来高が予定の出来高に対し、5%以上の遅れがある工事については、その理由及び対応を整理した工事遅延理由書を合わせて事業監理課に送付するものとする。

る。

- ② **懸案事項管理**：事業監理課は、進捗管理を実施するに当たり、懸案事項やそれに伴う予算を管理表（付紙第20参照）にて整理し、逐次関係者間で共有し、懸案事項の解決までの過程を管理するものとする。なお、予算管理については調達計画課が行い、事業監理課と情報共有するものとする。

(7) 自衛隊施設

事業監理課は、工事の実施段階において、技術各課及び調達計画課を招集の上、レビュー会議を開催し、工事を進めるに当たっての懸案事項等に関係者間で共有するものとする。なお、建設工事における工事連絡会議の実施要領について（防整技第7402号。28.4.1。以下「連絡会議要領」という。）に基づく工事連絡会議等を活用して当該会議を兼ねることも妨げない。

(イ) 提供施設

事業監理課は、工事の実施段階において、技術各課及び調達計画課を招集の上、レビュー会議を開催し、工事を進めるに当たっての懸案事項等に関係者間で共有するものとする。なお、連絡会議要領に基づく工事連絡会議等を活用して当該会議を兼ねることも妨げない。

イ 標準図等活用発注の詳細図審査

建設工事標準図等活用発注指針について（防整技第7394号。28.4.1）の別紙第4第3項の規定に基づき、監督官は受注者から提出された調査の成果、詳細図、数量調書等を速やかに審査し、順序を経て契約担当官等の承認を得た後、調査・詳細図・数量調書等承認通知書により受注者にその旨を通知するものとする。

なお、PM事業については、事業の進捗管理を行う観点から、監督官は調査・詳細図・数量調書等承認通知書の承認までの過程において、事業監理課の確認を受けるものとする。

ウ 設計・施工一括発注方式の設計図精査

設計・施工一括発注方式について（防整施第6942号。28.3.31）の別紙第5項第3号の規定に基づき、監督官は受注者が提出した設計図を速

やかに精査し、順序を経て契約担当官等の承諾を得た後、受注者にその旨を通知するものとする。

なお、PM事業については、監督官は設計図の承諾までの過程において、事業監理課の確認を受けるものとする。

エ 中間技術検査の実施

技術検査要領について（防整技第7408号。28.4.1）の別紙第4第1項の規定に基づき、中間技術検査は事業監理課長が指定する者が行うものとする。

オ 完成検査の実施

検査官は、工事が完成した場合、会計法第29条の11第2項の規定に基づく検査をしなければならない。

検査官は、検査を完了したときは、予決令第101条の9及び検査細目第11の規定に基づき、速やかに検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。ただし、検査細目第7の規定による確認の結果、工事目的物に設計図書等と適合しない部分があると認めるときは、監督官に当該部分の修補の措置を採らせるものとし、修補の完了を工事の完成とみなす。検査官は修補完了の通知を受けた日から14日以内に修補後の工事目的物が設計図書等に適合していることを確認した上で検査を完了するものとする。

なお、当該修補が重要な部分に係るもの、工期に多大な影響を与えるもの又は相当な費用を要するものは、検査官が契約担当官等に報告し、その指示によるものとする。また、工期内に修補が完了しない場合、検査官は上記に示す対応のほか、不合格として当該検査の結果を監督官を通じて受注者に通知するものとし、受注者に直ちに修補を行わせ、再度、検査を受けさせなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、検査官は修補後の工事目的物が設計図書等に適合していることを確認した上で検査を完了し、改めて合格として当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

(5) 施設完成後

事業監理課は、建設工事に係る施設完成後の段階において国有財産登録、瑕疵修補等の業務に関し、以下の事項について実施するものとする。

ア 国有財産登録資料等の作成

事業監理課は、技術各課から翌月に実施を予定している完成検査の予定日入手の上、完成検査の予定日の一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、施設管理課（近畿中部防衛局にあっては施設管理課及び東海防衛支局施設補償管理課。以下同じ。）に毎月25日までに送付するものとし、一覧表に記載した完成検査の予定日に変更が生じた場合は、直ちに、その旨を施設管理課に通知するものとする。

事業監理課（検査官）は、技術各課（監督官）が作成した国有財産等目録の内容を確認するものとする。

技術各課は、事業監理課（検査官）が国有財産等目録の内容を確認した後、国有財産登録資料等を施設管理課に送付するとともに、送付した旨を事業監理課へ連絡するものとする。ただし、大臣官房会計課に所属する国有財産のうち直轄工事によるものの受渡しの場合は、北関東防衛局の技術各課は国有財産登録資料等を大臣官房会計課に送付するものとする。

なお、支局等における国有財産登録資料等の受渡しの実施については従前のとおりとする。

イ 施設引渡し後のフォローアップ

施設完成後、部隊等又は在日米軍基地へ施設を引き渡した後、施設の不具合に関する対応は、自衛隊施設と提供施設とでは、以下のように対応が異なるので留意するものとする。

(7) 自衛隊施設

事業監理課は、供用事務担当官から直轄工事により完成した施設の不具合に関する連絡を受けた場合は、工事細目第13第1項及び建設工事の引渡し後における瑕疵修補の措置要領について（防整技第7183号。28.3.31。以下「措置要領」という。）第3の規定に基づき、速やかにその対応について供用事務担当官と調整を行うとともに、必要に応じて、技

術各課及び供用事務担当官と現場確認を行うものとする。これらの結果、瑕疵修補請求を行うことが適当と認められる場合は、速やかに瑕疵修補の内容（範囲、方法、期間等）を部隊等に通知するとともに、調達計画課に情報提供するものとする。

技術各課は、瑕疵修補について受注者と調整の上、必要な指示を行い、速やかに瑕疵修補に係る措置を実施し、瑕疵修補が完了した場合は、必要に応じて、事業監理課及び供用事務担当官と現場確認を行うものとする。

なお、委託工事により完成した施設の瑕疵修補の場合は、事業監理課は施行受託機関と協議し、必要な措置をとるものとする。

事業監理課は、供用事務担当官に瑕疵修補の完了を報告するとともに調達計画課に情報提供し、瑕疵の要因を教訓事項として必要に応じて文書共有システム（以下「データベース」という。）に登録するものとする。

(イ) 提供施設

事業監理課は、直轄工事により完成した施設の不具合に関する連絡を受けた場合は、必要に応じて、技術各課及び米陸軍工兵隊日本地区本部等と現場確認し、技術各課が実施した調査の結果、瑕疵修補請求を行うことが適当と認められる場合は、速やかに瑕疵修補の内容（範囲、方法、期間等）を米陸軍工兵隊日本地区本部に回答するとともに、調達計画課に情報提供するものとする。

技術各課は、瑕疵修補について受注者と調整の上、必要な指示を行い、速やかに瑕疵修補に係る措置を実施し、瑕疵修補が完了した場合は、必要に応じて、事業監理課及び米陸軍工兵隊日本地区本部等と現場確認を行うものとする。

なお、委託工事により完成した施設の瑕疵修補の場合は、事業監理課は施行受託機関と協議し、必要な措置をとるものとする。

事業監理課は、在日米軍基地に瑕疵修補の完了を報告し、提供施設計画官に報告するとともに、調達計画課に情報提供し、瑕疵の要因を教訓事項としてデータベースに登録するものとする。

ウ 取得等訓令に基づく瑕疵修補

事業監理課は、前イ（ア）に示す供用事務担当官との調整の結果、取得等

訓令第31条第1項に基づく瑕疵の通知を受けた場合は、技術各課とともに措置要領第4第1項に基づく技術的な調査を行うものとする。調査の結果、瑕疵修補請求を行うことが適当と認められる場合は、措置要領第5の規定に基づき、速やかに瑕疵修補の内容（範囲、方法、期間等）を部隊等に通知し、整備計画局長に報告するとともに、調達計画課に情報提供するものとする。

技術各課は、瑕疵修補について受注者と調整の上、必要な指示を行い、速やかに瑕疵修補に係る措置を実施し、瑕疵修補が完了した場合は、必要に応じて、事業監理課及び供用事務担当官と現場確認を行うものとする。

なお、委託工事により完成した施設の瑕疵修補の場合は、事業監理課は施行受託機関と協議し、必要な措置をとるものとする。

事業監理課は、措置要領第6の規定に基づき、供用事務担当官に瑕疵修補の完了を通知するとともに整備計画局長に報告し、瑕疵の要因を教訓事項としてデータベースに登録するものとする。

なお、事業監理課は、瑕疵修補内容が工事目的物の改変を伴う場合は、併せて修補履歴を修正・追加し、改変内容を明記するものとする。

エ 会計検査への対応

事業監理課は、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）における予算執行職員として責任をもって会計検査に対応するものとする。

なお、対応に当たっては、技術各課と連携を取るものとする。

（6）維持管理

事業監理課は、電子納品システム等への登録及び防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）について（防整施（事）第25号。27.10.1）に基づく個別施設計画の策定状況の確認等の事務を実施するものとする。

ア 電子納品システム等への登録

事業監理課は、自衛隊施設及び提供施設の建物及び工作物の調査・設計又は工事が完了した場合、個別施設ごとに施設名称・所在地、規模・構造、建築・設備の各種仕様、完成図、構造計算書、積算価格内訳明細書、地形情報（測量、航空写真）、地質情報（土質試験、ボーリング調査）、耐震情報等

(以下「施設情報」という。)を速やかに電子納品システム等に登録するものとする。

支局等の技術各課及び建設課は、建物及び工作物の調査・設計又は工事が完了した場合、従来どおり施設情報を速やかに電子納品システム等に登録するとともに、施設情報を本局の事業監理課に情報提供するものとする。

イ 個別施設計画策定状況の確認

事業監理課は、適宜、施設保全責任者による個別施設計画の策定又は更新の進捗状況を確認し、必要に応じて、施設保全責任者に対し、自衛隊施設の改修内容や概算金額の算定等の技術的な事項に関して助言するとともに、個別施設計画の策定又は更新の進捗状況を施設整備官に報告するものとする。

第4 雑 則

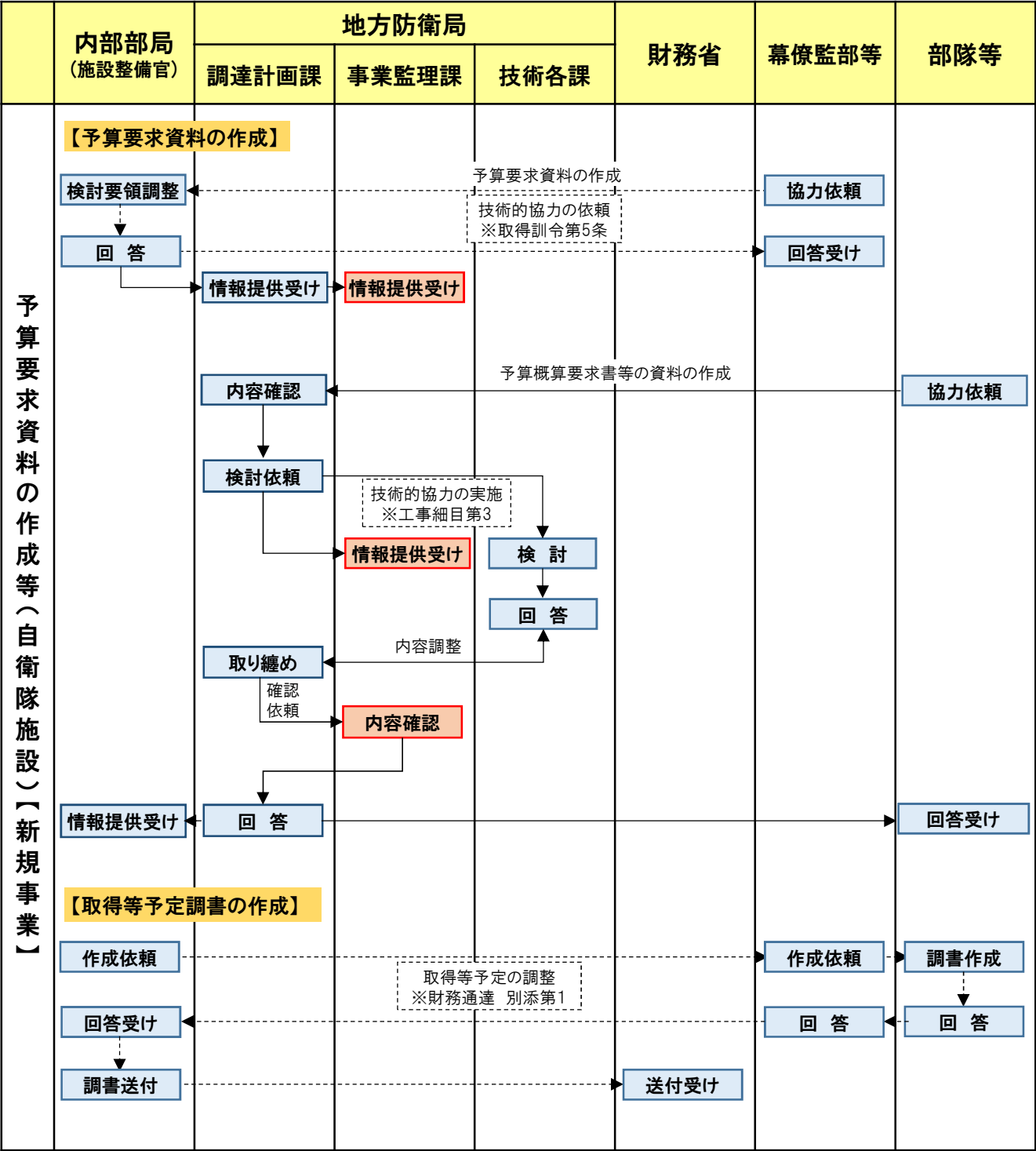
この要領に定めるもののほか、この要領の実施に際し必要な事項は、整備計画局施設計画課長、建設制度官、施設整備官及び提供施設計画官がそれぞれの所掌に属する事務について定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、必要に応じて、適宜見直しを行うものとする。

【事業段階：計画】

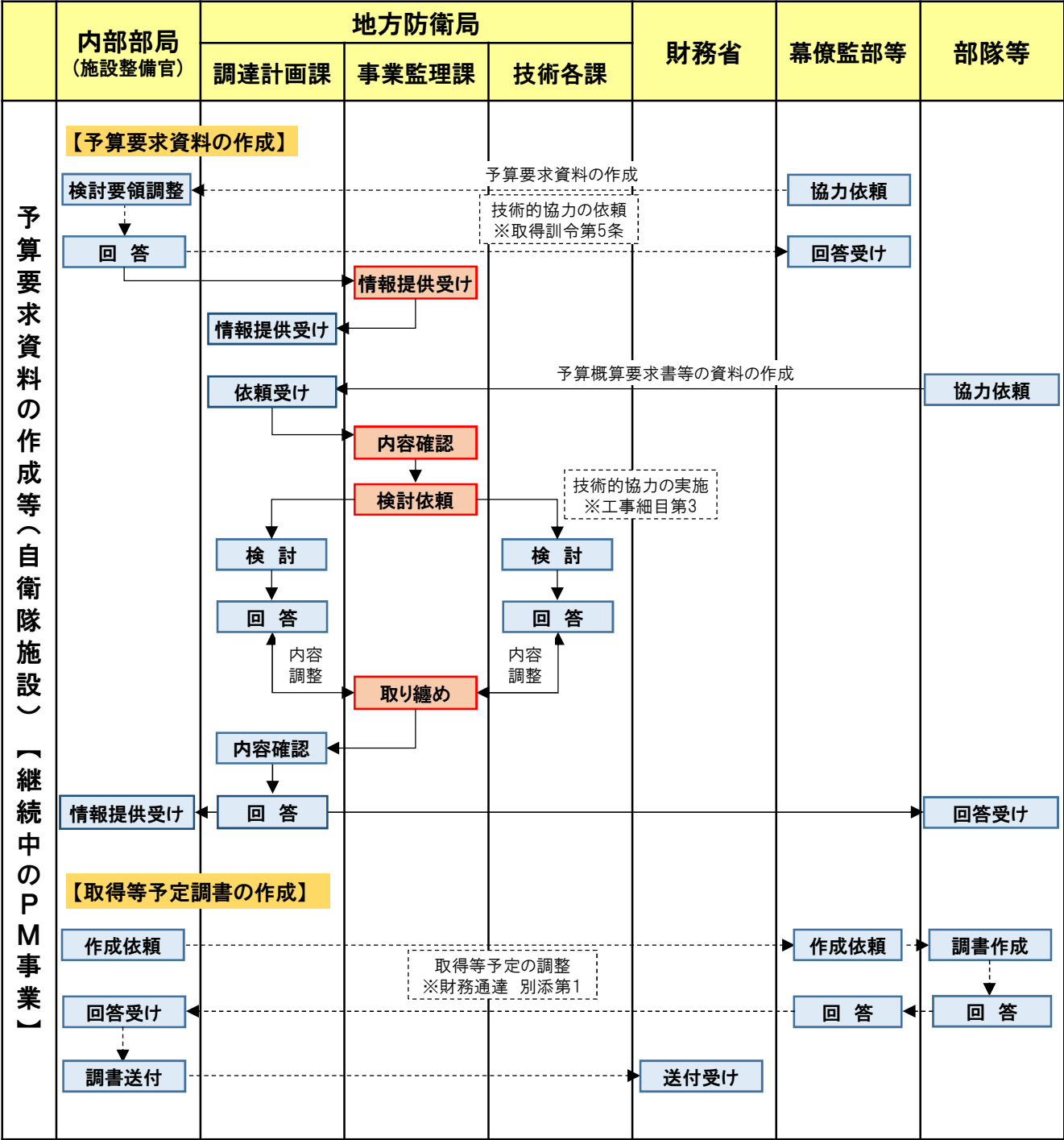
予算要求資料の作成等（自衛隊施設）【新規事業】
業 務 フ ロ ー



(備考)
取得訓令：防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)
工事細目：工事の実施細目について(防整技第7167号。28. 3. 31)
財務通達：庁舎等の取得等予定の調整について(蔵理第2394号。49. 6. 13)

【事業段階:計画】

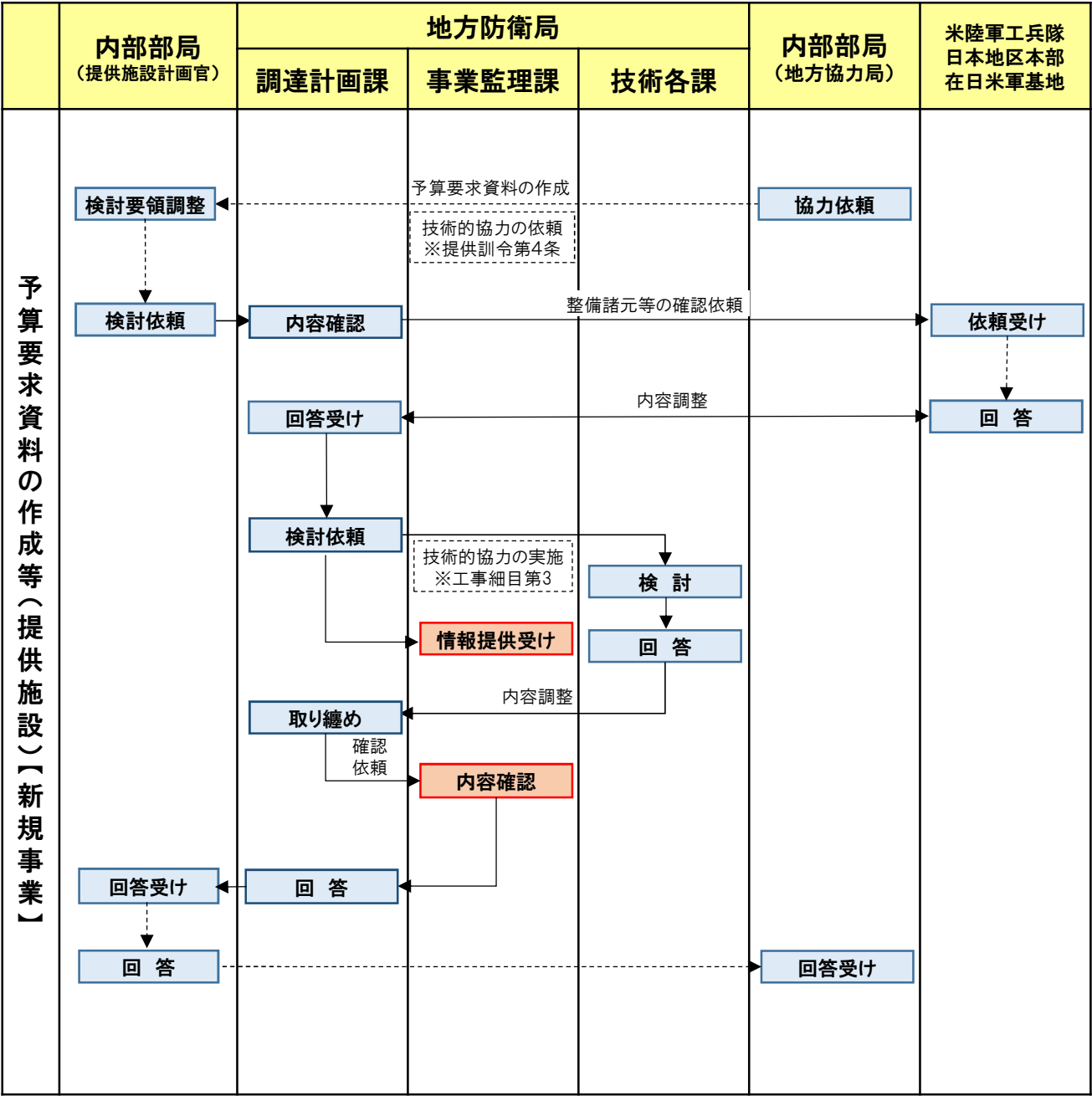
予算要求資料の作成等(自衛隊施設)【継続中のPM事業】
業 務 フ ロ ー



(備考)
取得訓令:防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)
工事細目:工事の実施細目について(防整技第7167号。28. 3. 31)
財務通達:庁舎等の取得等予定の調整について(蔵理第2394号。49. 6. 13)

【事業段階：計画】

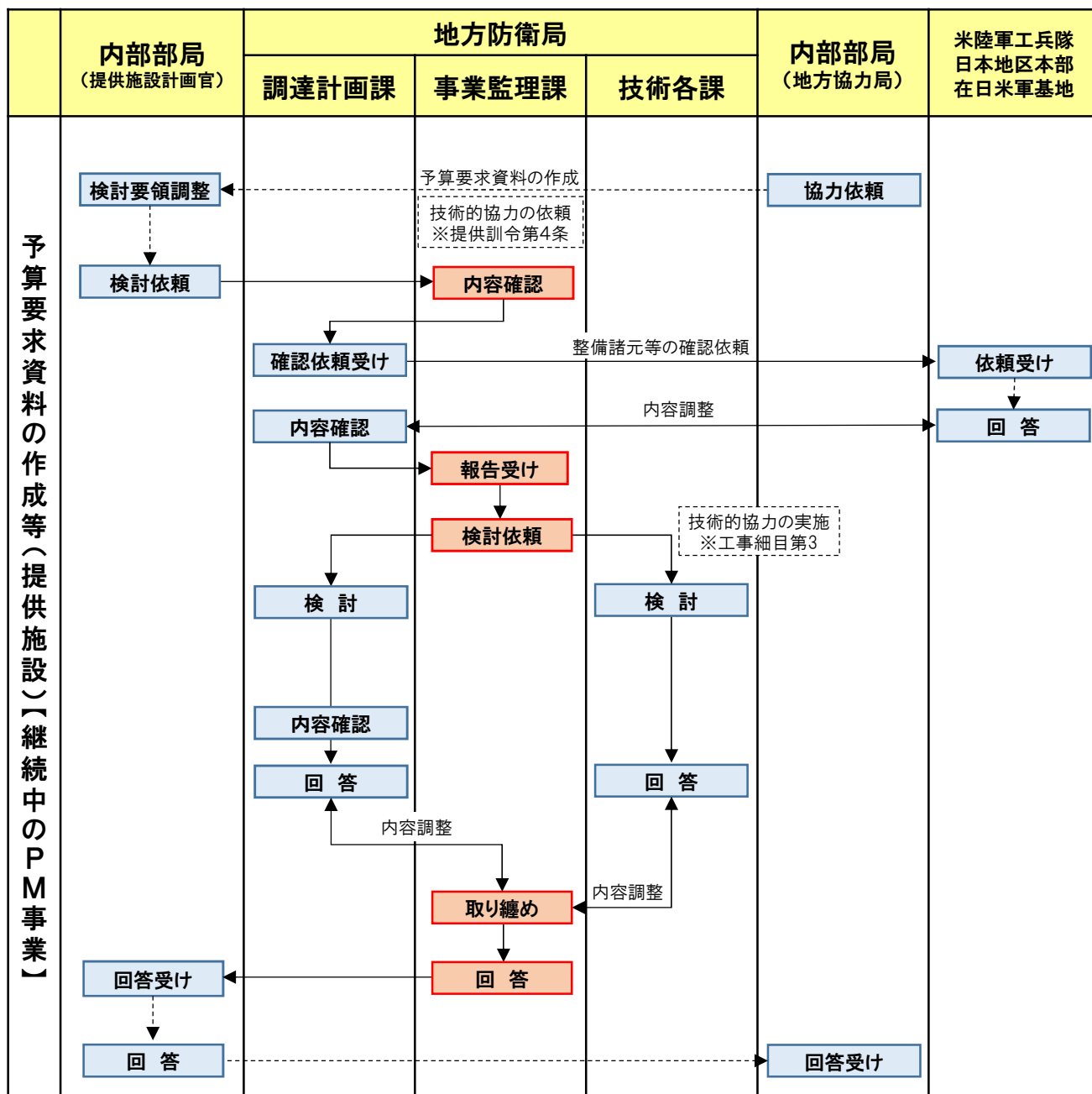
予算要求資料の作成等（提供施設）【新規事業】
業 務 フ ロ ー



(備考)
提供訓令：提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（防衛省訓令第35号。20. 5. 1）
工事細目：工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）

【事業段階：計画】

予算要求資料の作成等(提供施設)【継続中のPM事業】 業 務 フ ロ ー

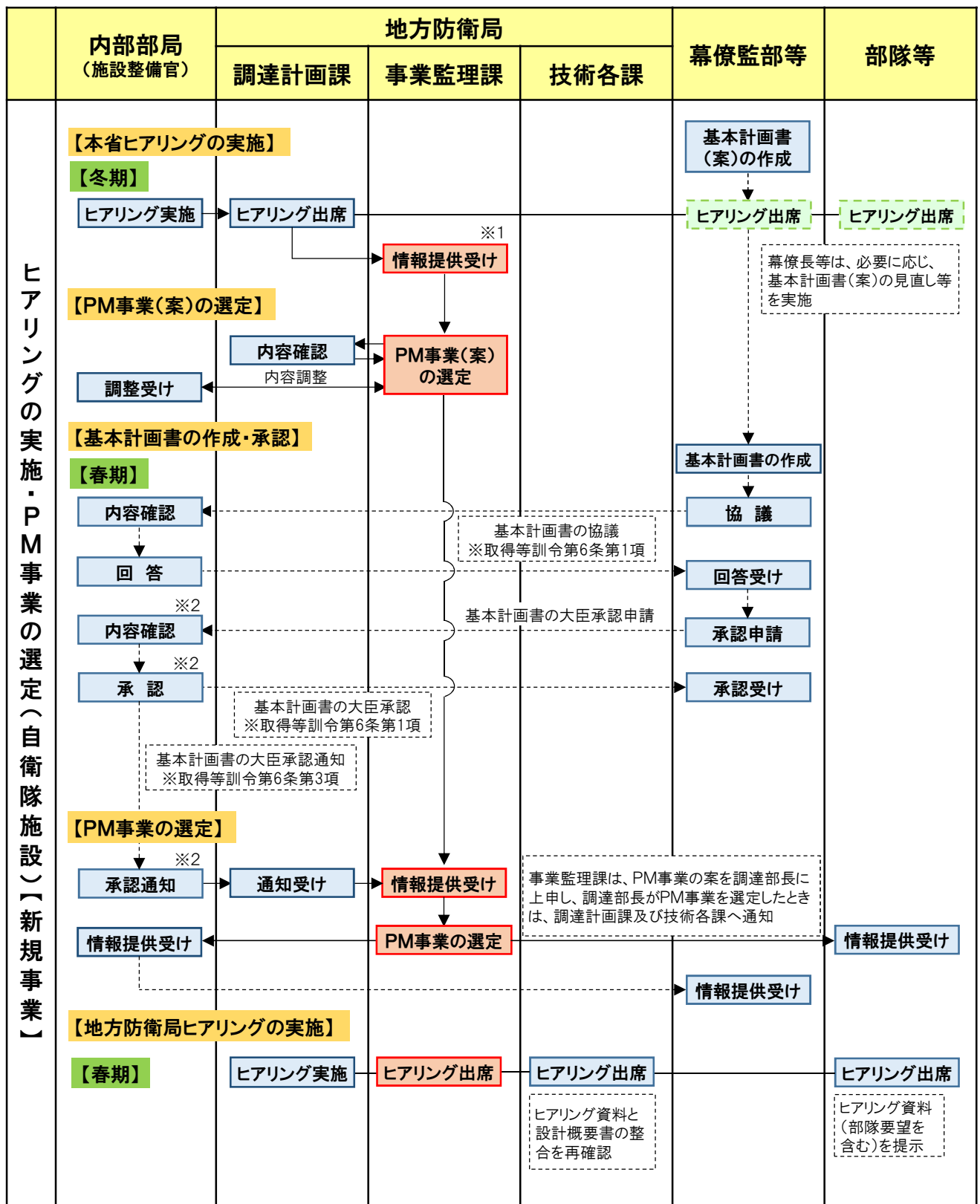


(備考)

提供訓令：提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（防衛省訓令第35号。20. 5. 1）

工事細目：工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）

	内部部局 (施設整備官)	地方防衛局			幕僚監部等	部隊等
		調達計画課	事業監理課	技術各課		
ヒアリングの実施・PM事業の選定（自衛隊施設）【新規事業】	【地方防衛局ヒアリングの実施】					
	【秋期】	ヒアリング実施	ヒアリング出席 意見等の提示	ヒアリング出席	概算要求内容の説明	ヒアリング出席 ヒアリング資料（部隊要望を含む）を提示
		懸案事項の検討依頼	情報提供受け	検討 回答	地方防衛局は必要に応じ、事業工程、計画額の見直し等の技術的協力を実施	
		取り纏め 確認依頼	内容確認			
		回答				回答受け
		取り纏め 確認依頼	内容確認	設計と条件の整理 ヒアリング資料に基づき作成（設計概要書を作成するために必要な情報が不足する場合、その旨を報告）		
		追加資料の提供依頼				依頼受け
		追加資料の受領		資料提出		追加資料の提供
		取り纏め 確認依頼	内容確認	設計と条件の再整理		
		意見受け	情報共有	情報提供受け		
※技術各課は、春期に実施する地方防衛局ヒアリングにおいて、ヒアリング資料と設計概要書との整合を再確認						



※1 必要に応じ、事業監理課も本省ヒアリングに出席する。

※2 整備計画局施設計画課の所掌

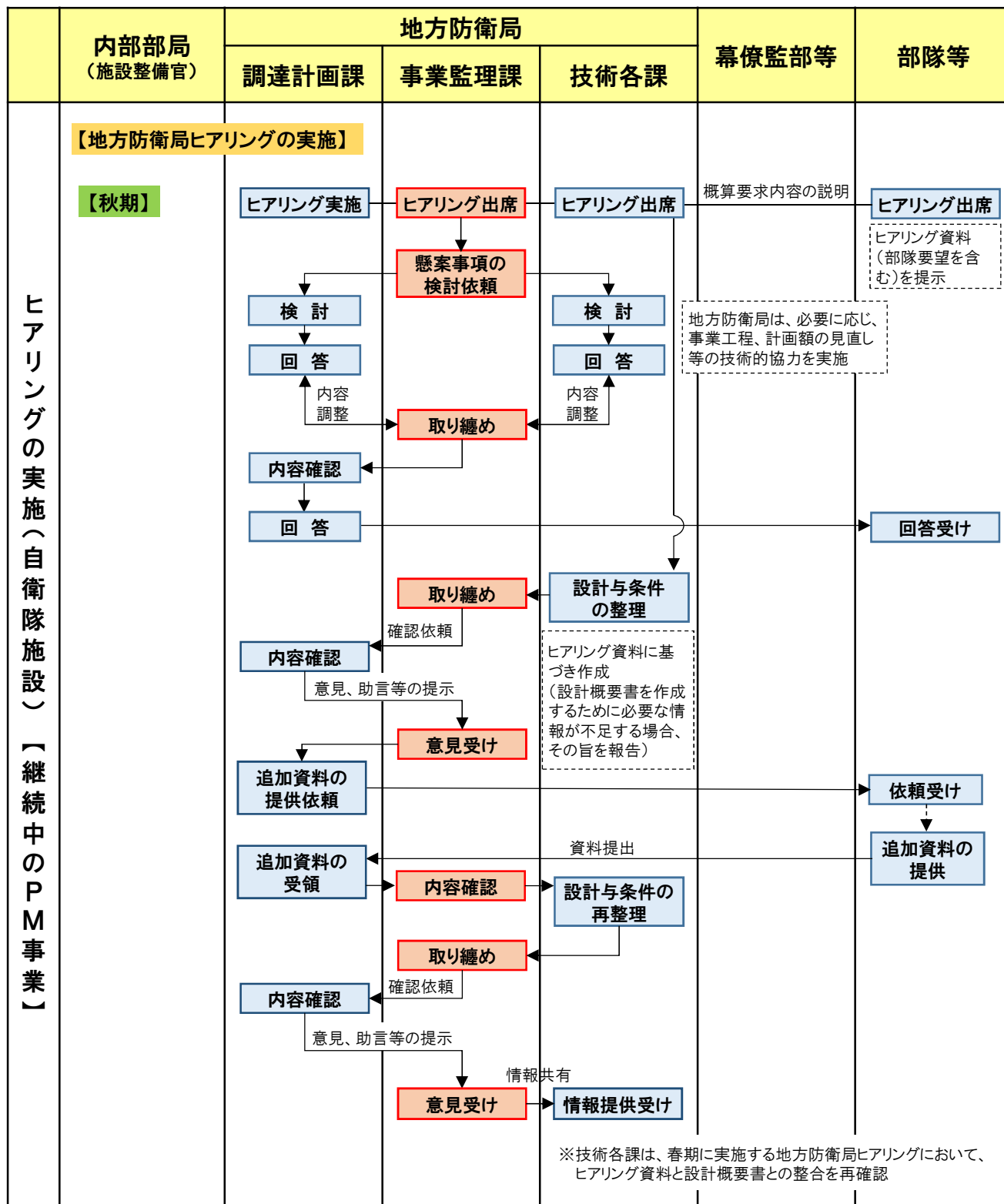
(備考)

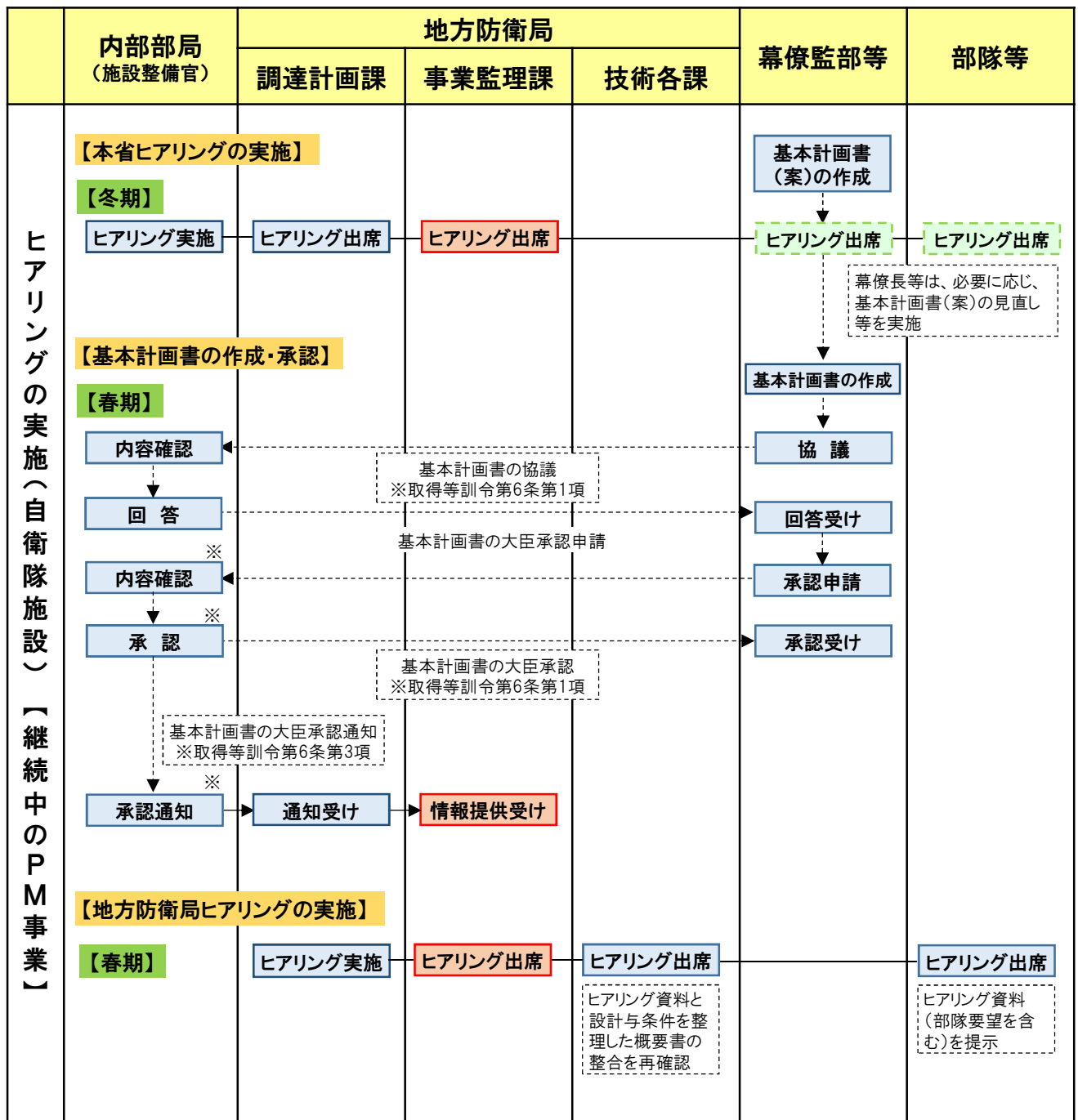
取得等訓令：防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）

【事業段階：計画】

ヒアリングの実施(自衛隊施設)【継続中のPM事業】

業 務 フ ロ ー



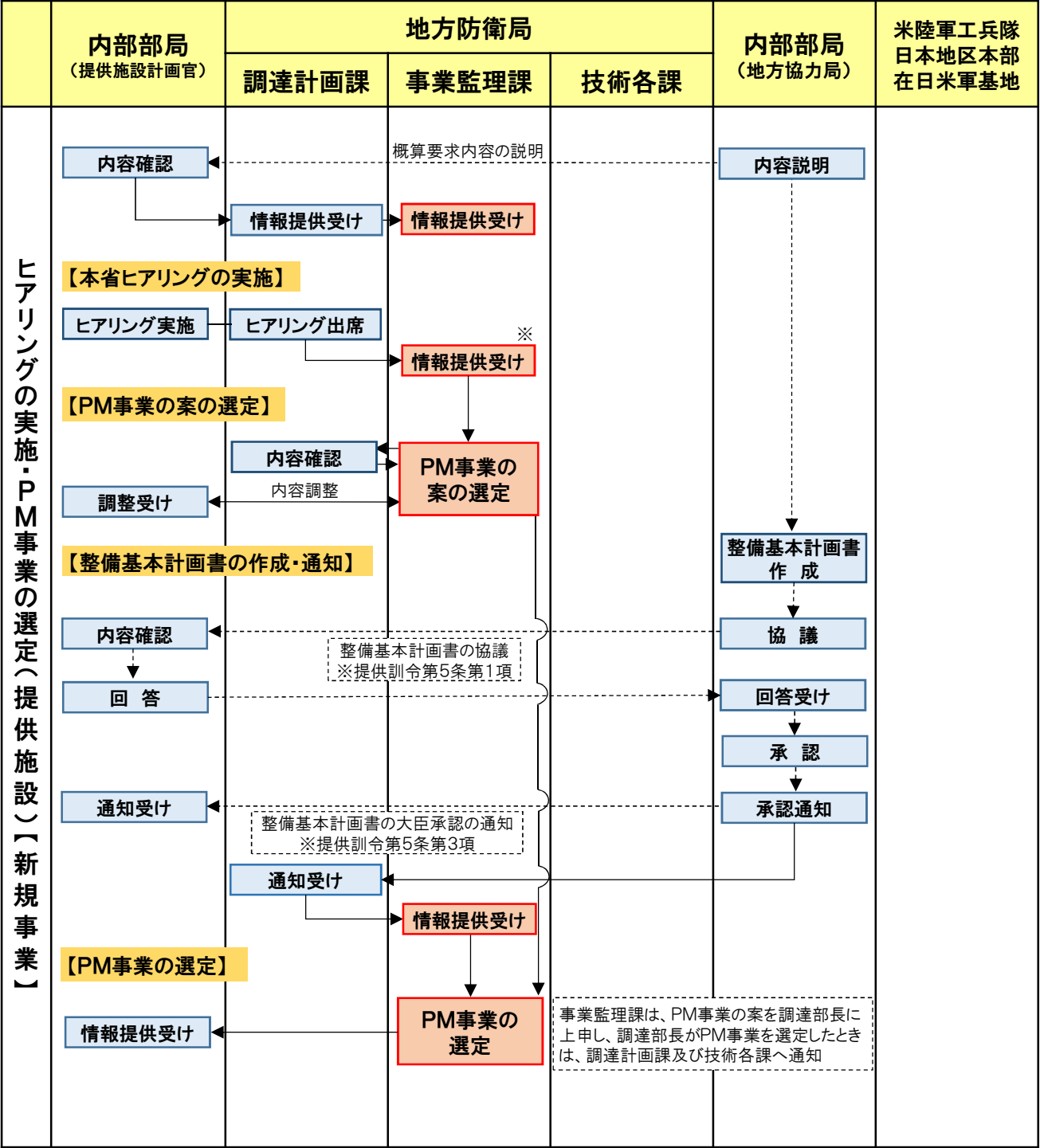


※ 整備計画局施設計画課の所掌

(備考)
取得等訓令:防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)

【事業段階：計画】

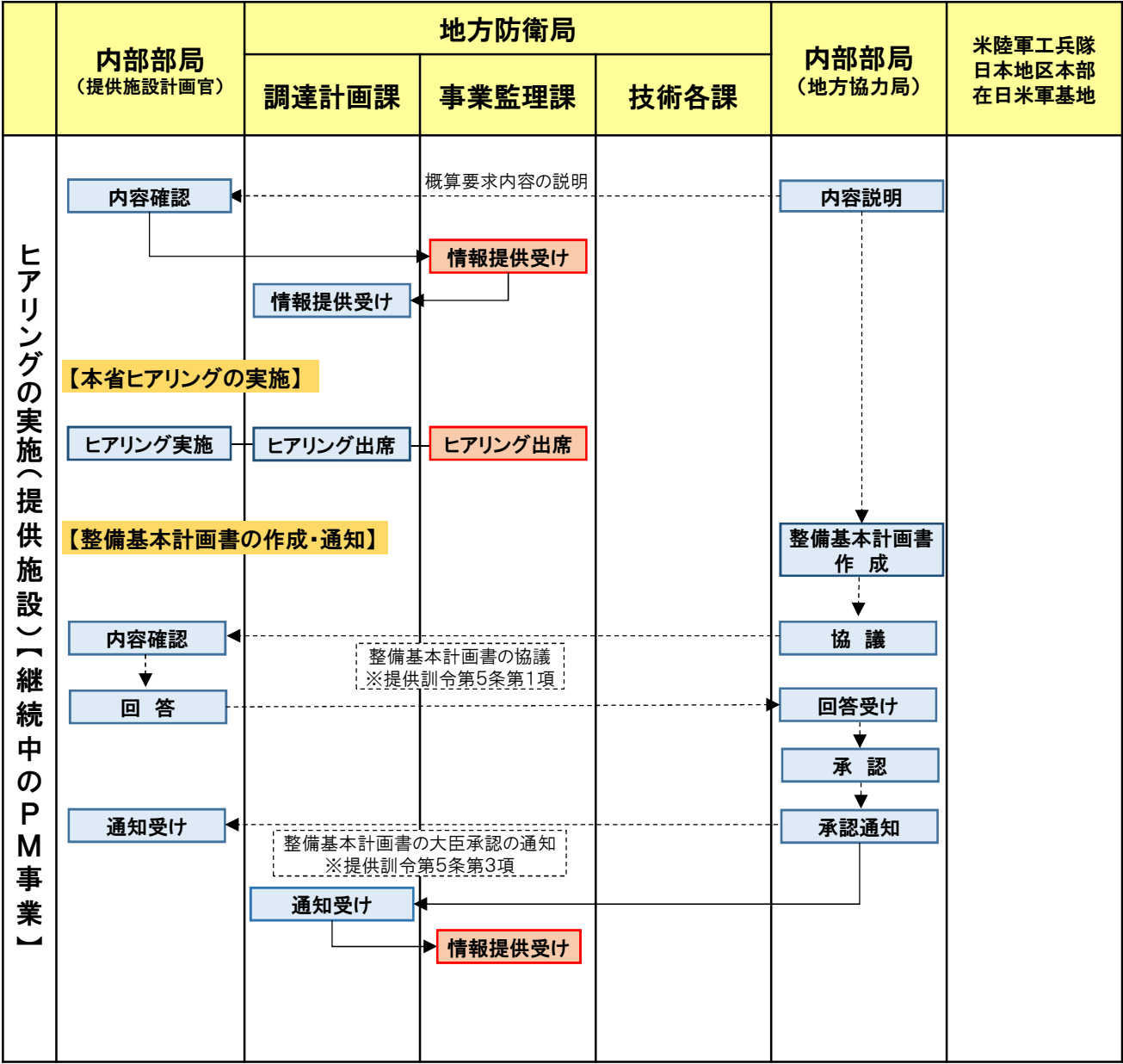
ヒアリングの実施・PM事業の選定(提供施設)【新規事業】
業 務 フ ロ ー



※必要に応じ、事業監理課も本省ヒアリングに出席する。
(備考) 提供訓令：提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（防衛省訓令第35号。20. 5. 1）

【事業段階：計画】

ヒアリングの実施(提供施設)【継続中のPM事業】
業 務 フ ロ ー

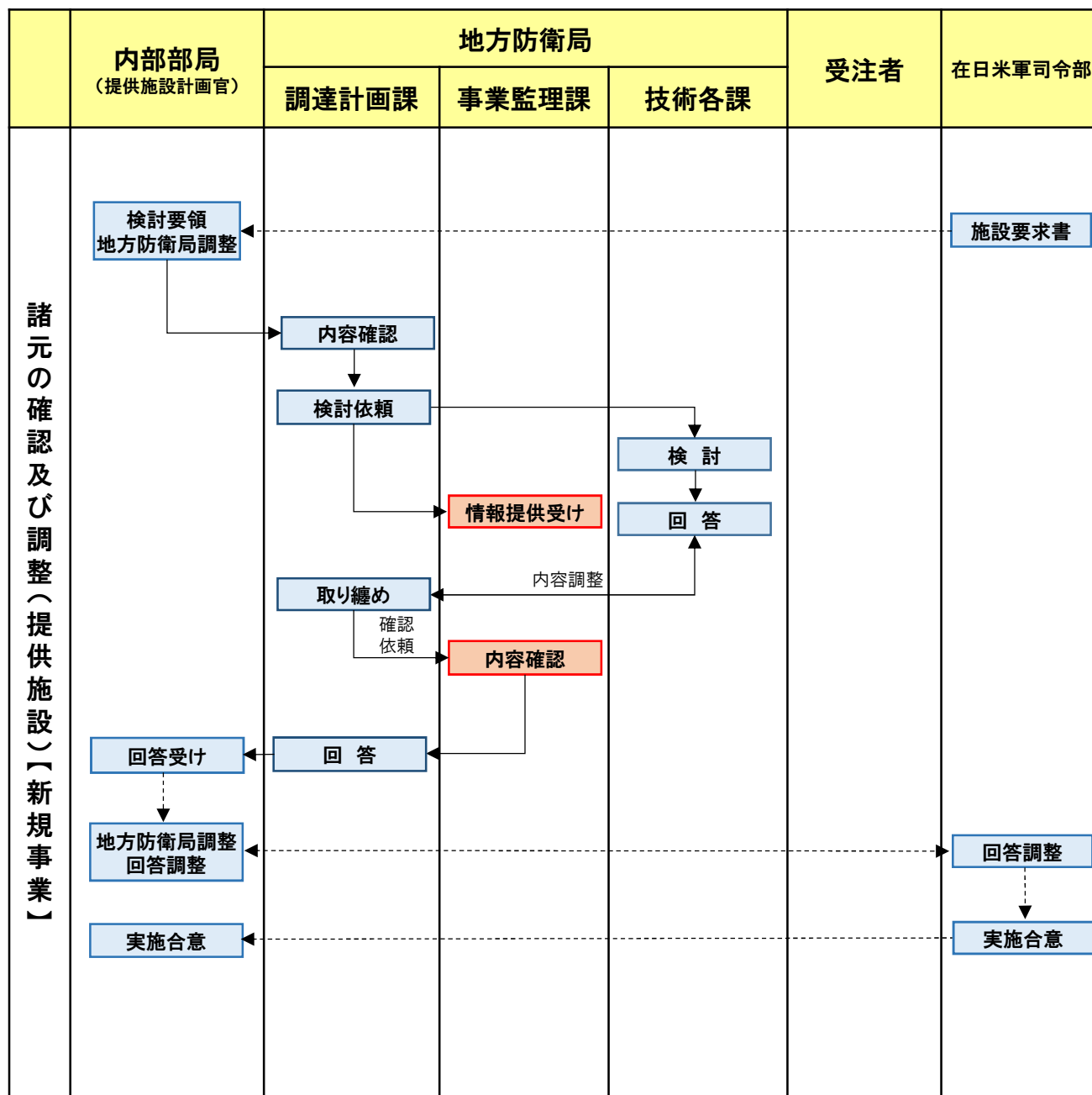


(備考) 提供訓令: 提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令 (防衛省訓令第35号。20. 5. 1)

【事業段階：計画】

施設の要求諸元の確認及び調整（提供施設）【新規事業】

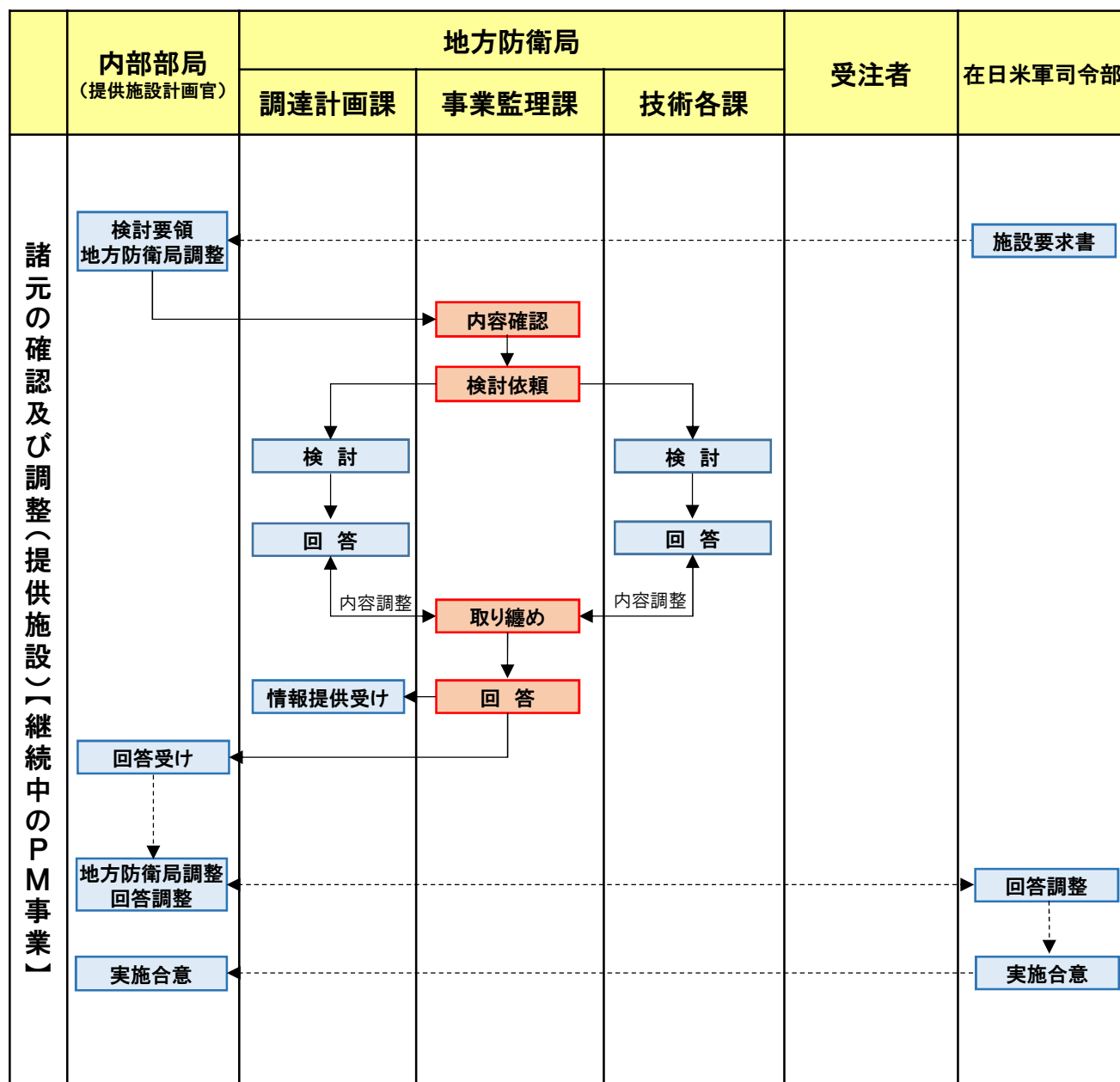
業 務 フ ロ ー



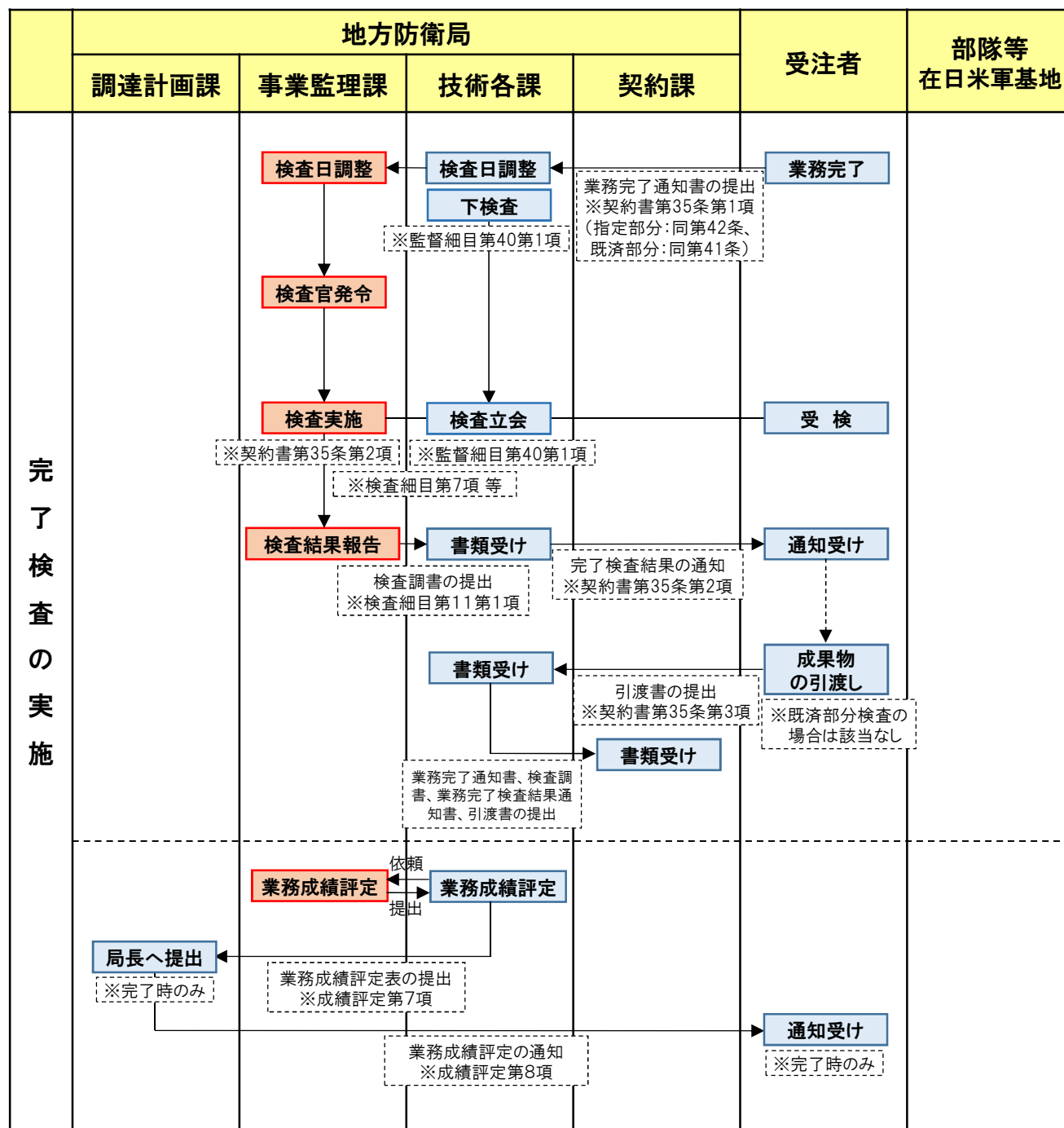
【事業段階：計画】

施設の要求諸元の確認及び調整（提供施設）【継続中のPM事業】

業 務 フ ロ ー

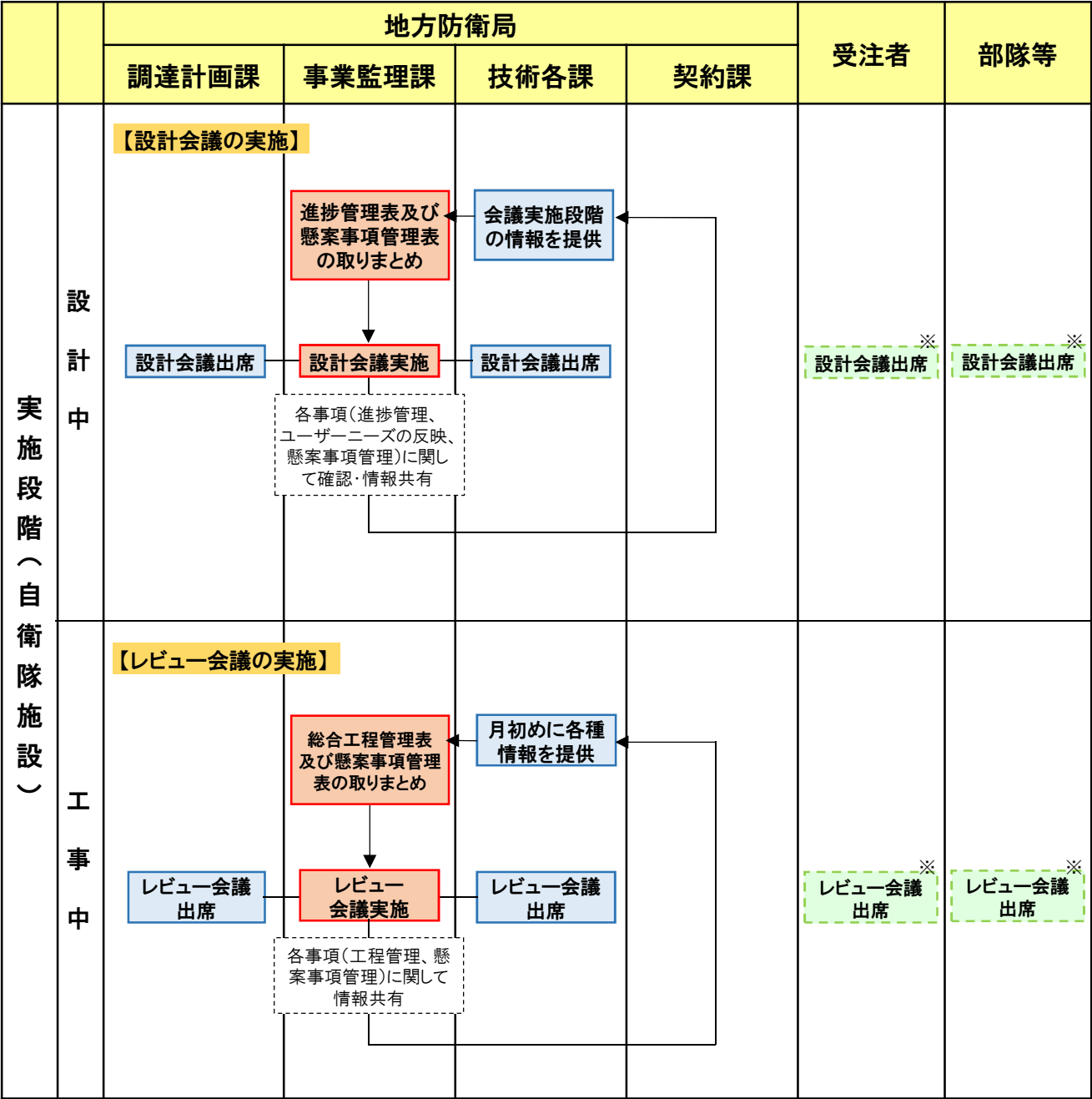


【事業段階：調査及び設計】

完了検査の実施
業務フロー

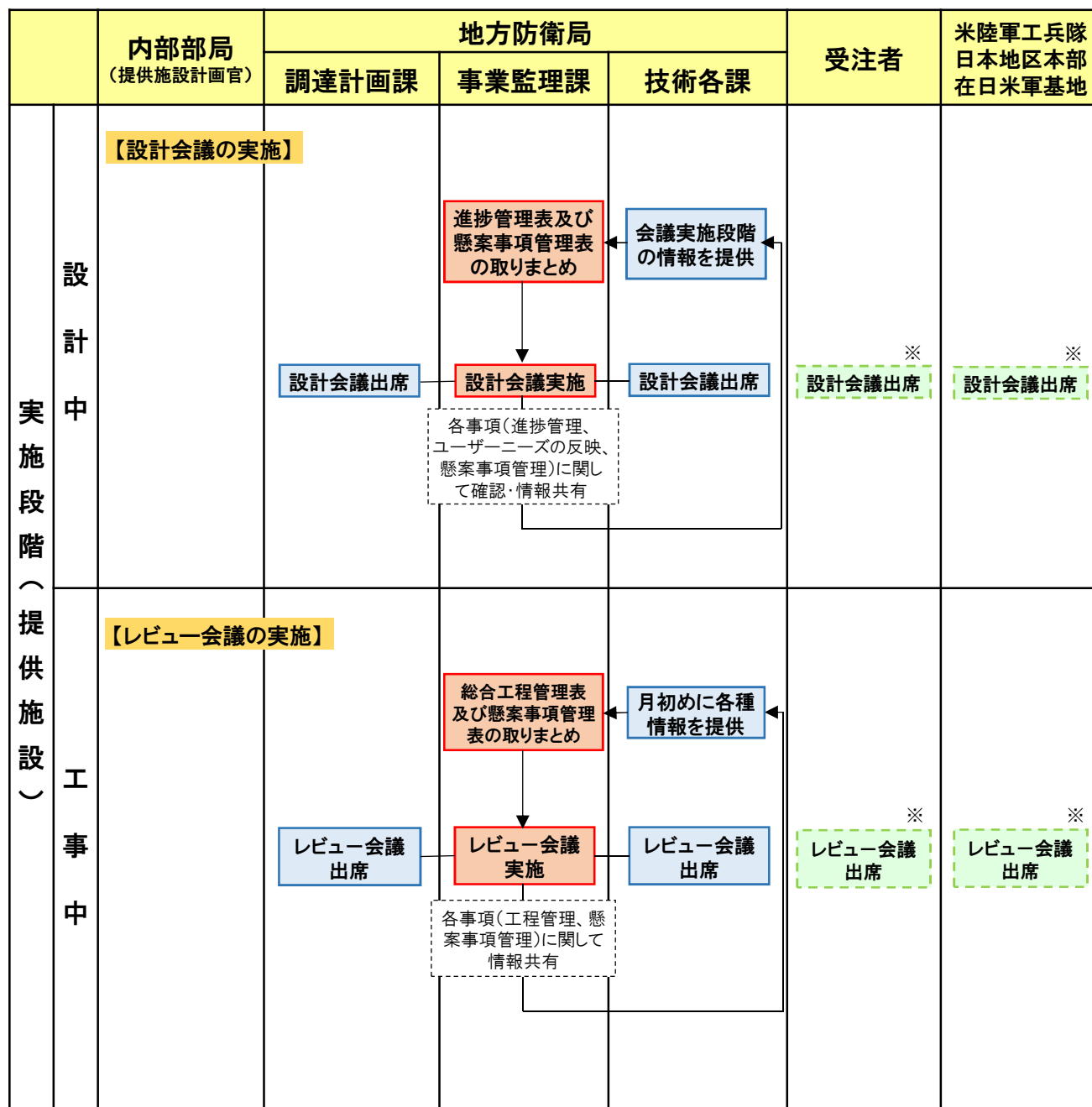
【事業段階：設計及び工事】

実施段階（自衛隊施設）
業務フロー



※必要に応じ、調達計画課から部隊等、技術各課から受注者に対し、会議への出席を求める。

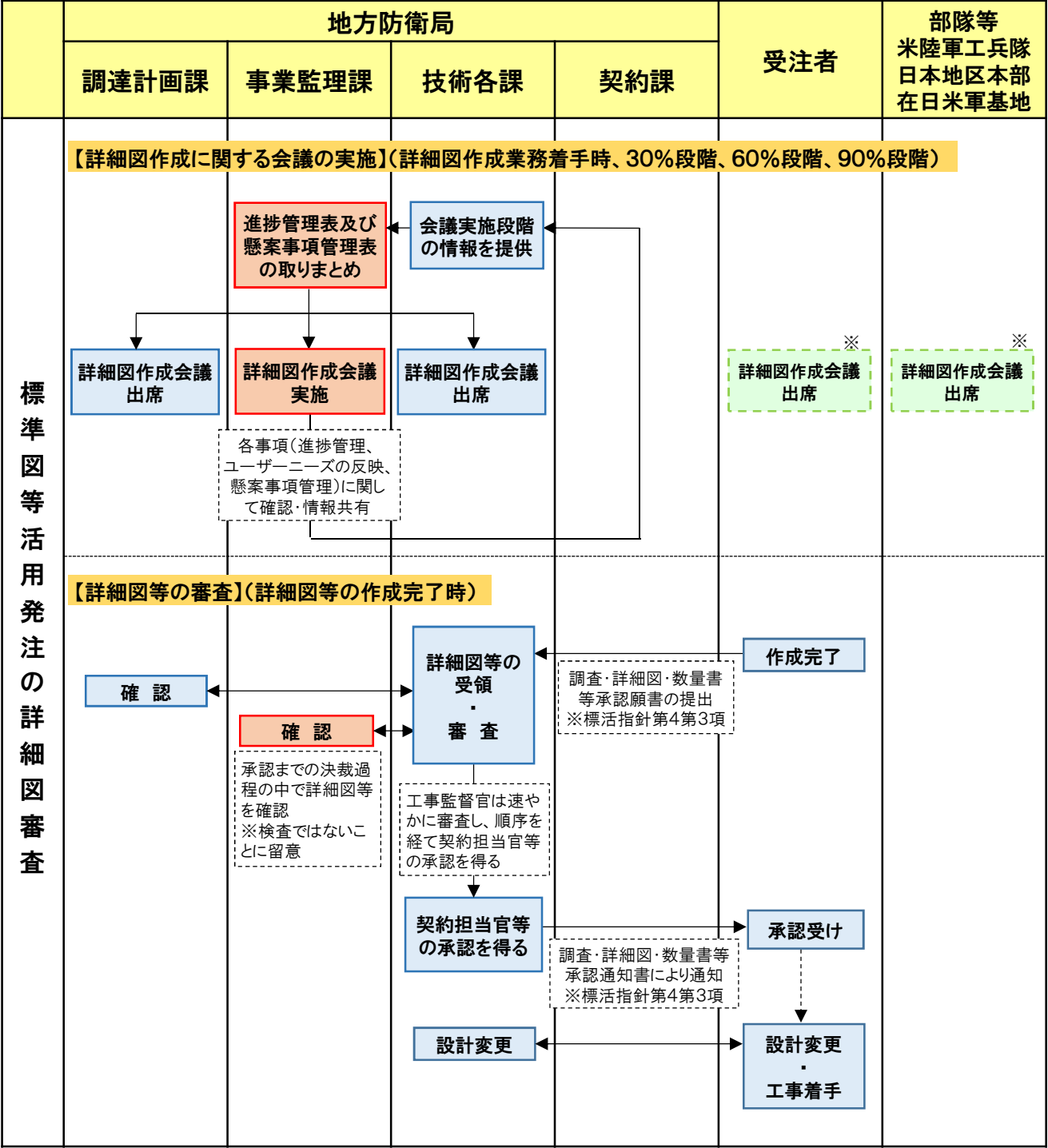
【事業段階：設計及び工事】

実施段階（提供施設）
業務フロー

※必要に応じ、調達計画課から在日米軍基地、米陸軍工兵隊日本地区本部、技術各課から受注者に対し、会議への出席を求める。

【事業段階：工事】

標準図等活用発注の詳細図審査
業 務 フ ロ ー

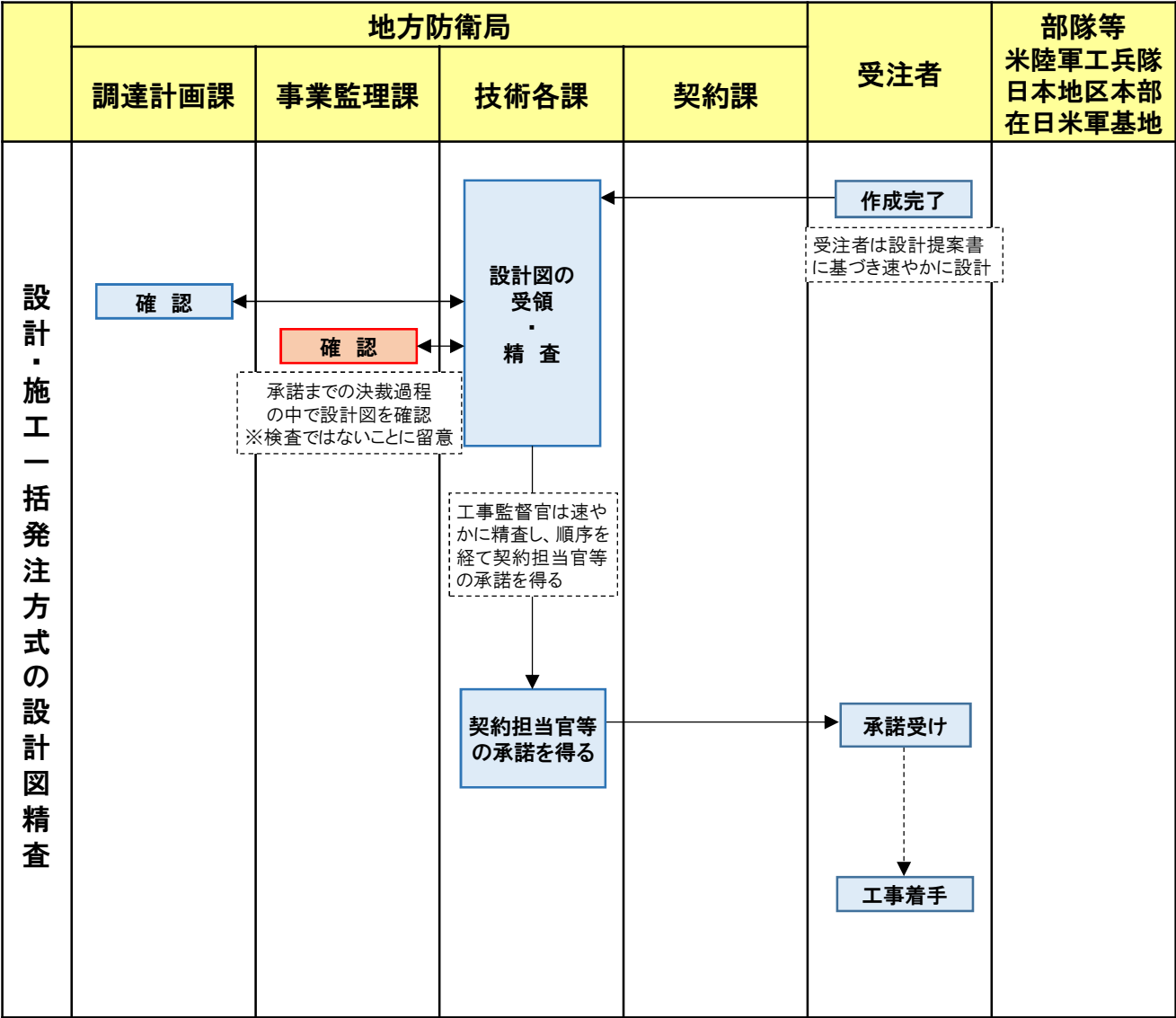


※ 必要に応じ、調達計画課から部隊等、在日米軍基地、米陸軍工兵隊日本地区本部、技術各課から受注者に対し、会議への出席を求める。

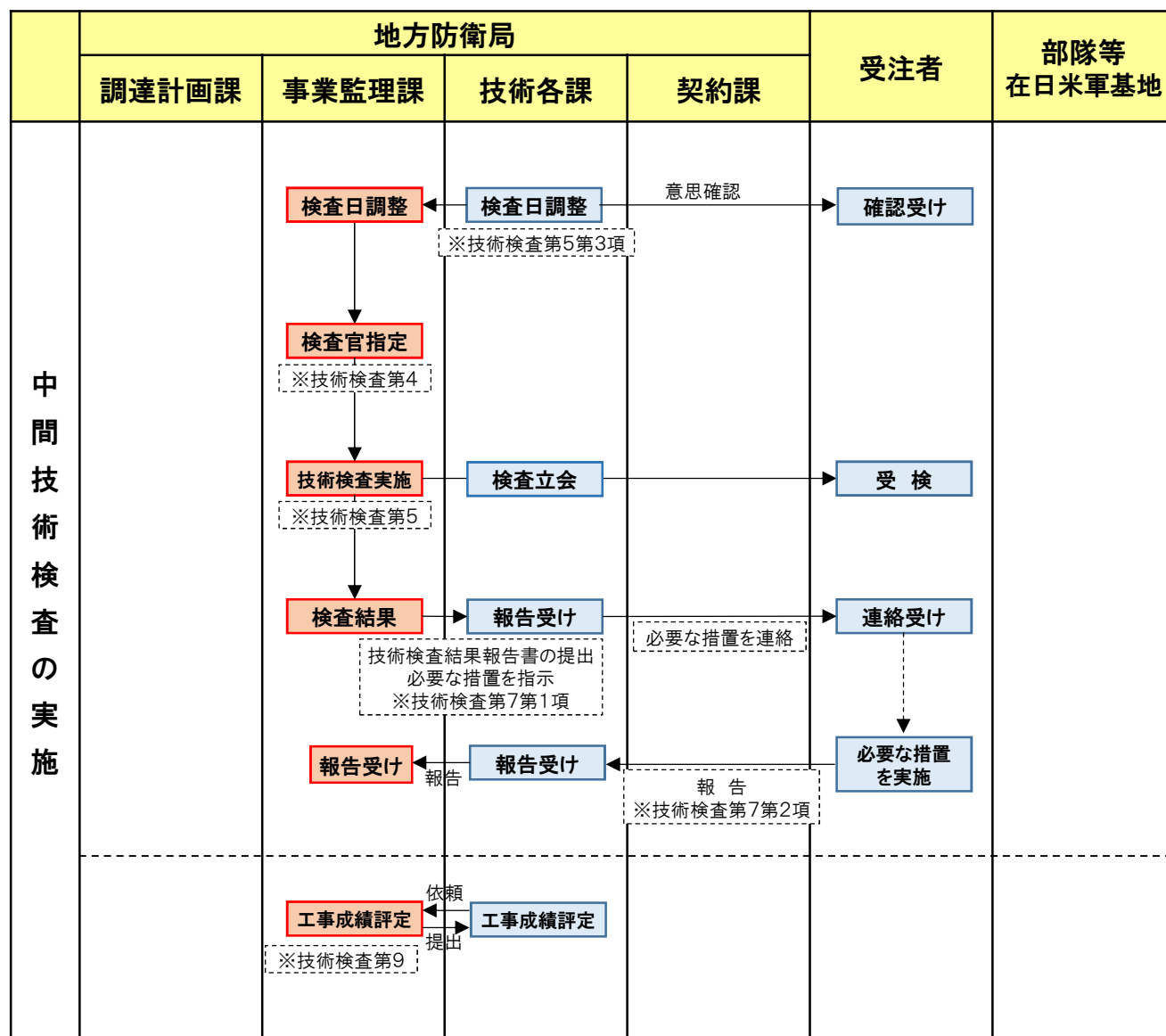
(備考)
標活要領：標準図等活用発注要領について(防整技第7180号。28. 3. 31)
標活指針：建設工事標準図等活用発注指針について(防整技第7394号。28. 4. 1)

【事業段階:工事】

設計・施工一括発注方式の設計図精査
業 務 フ ロ ー



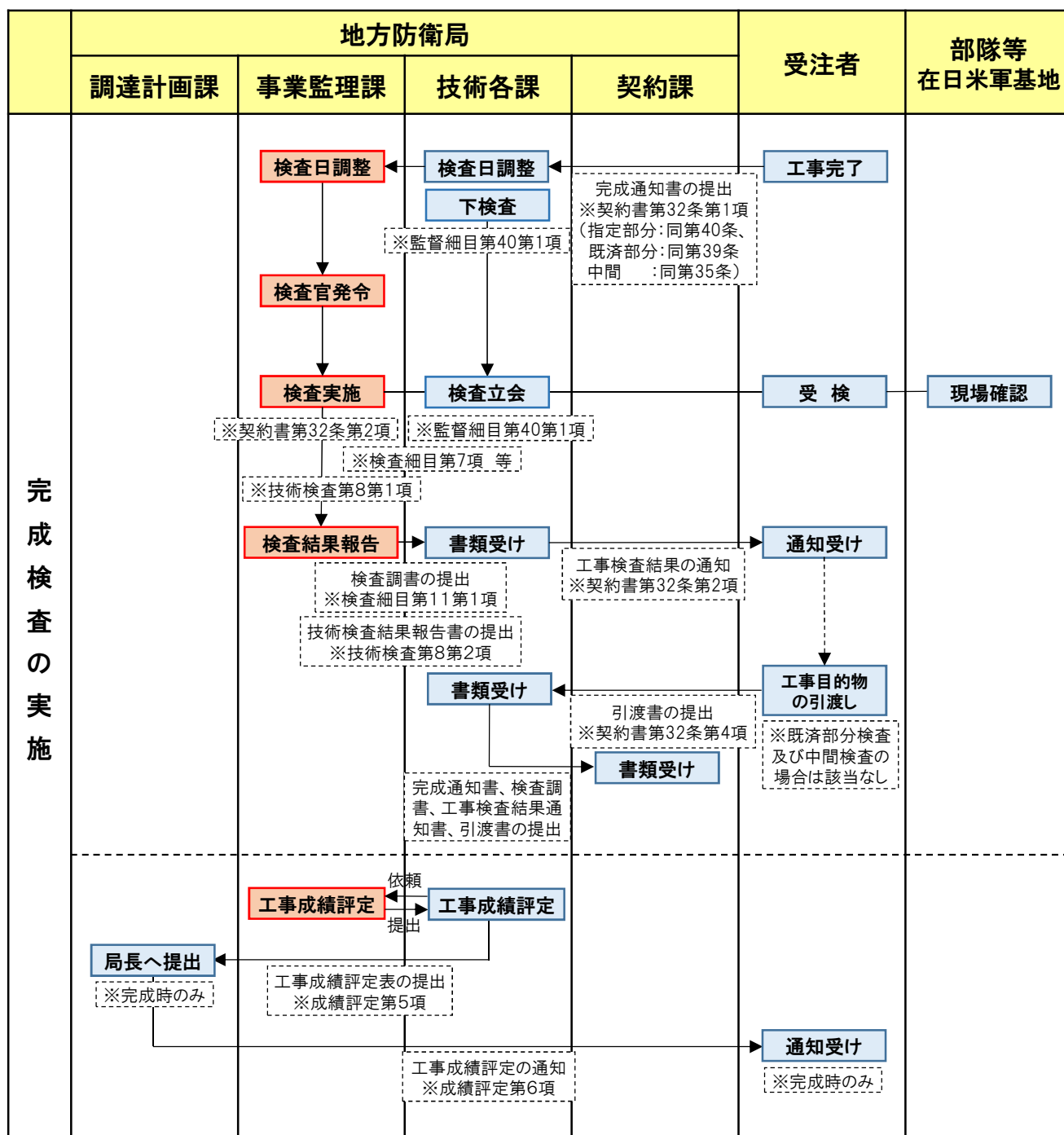
【事業段階:工事】

中間技術検査の実施
業務フロー

(備考)

技術検査:技術検査要領について(防整技第7408号。28. 4. 1)

【事業段階:工事】

完成検査の実施
業務フロー

※指定部分検査、既済部分検査及び中間検査も同様の業務フロー。ただし、中間検査については、工事成績評価に係る業務フローは除く。

(備考)

監督細目:工事監督の実施細目について(防整技第7165号。28. 3. 31)

検査細目:工事検査の実施細目について(防整技第7166号。28. 3. 31)

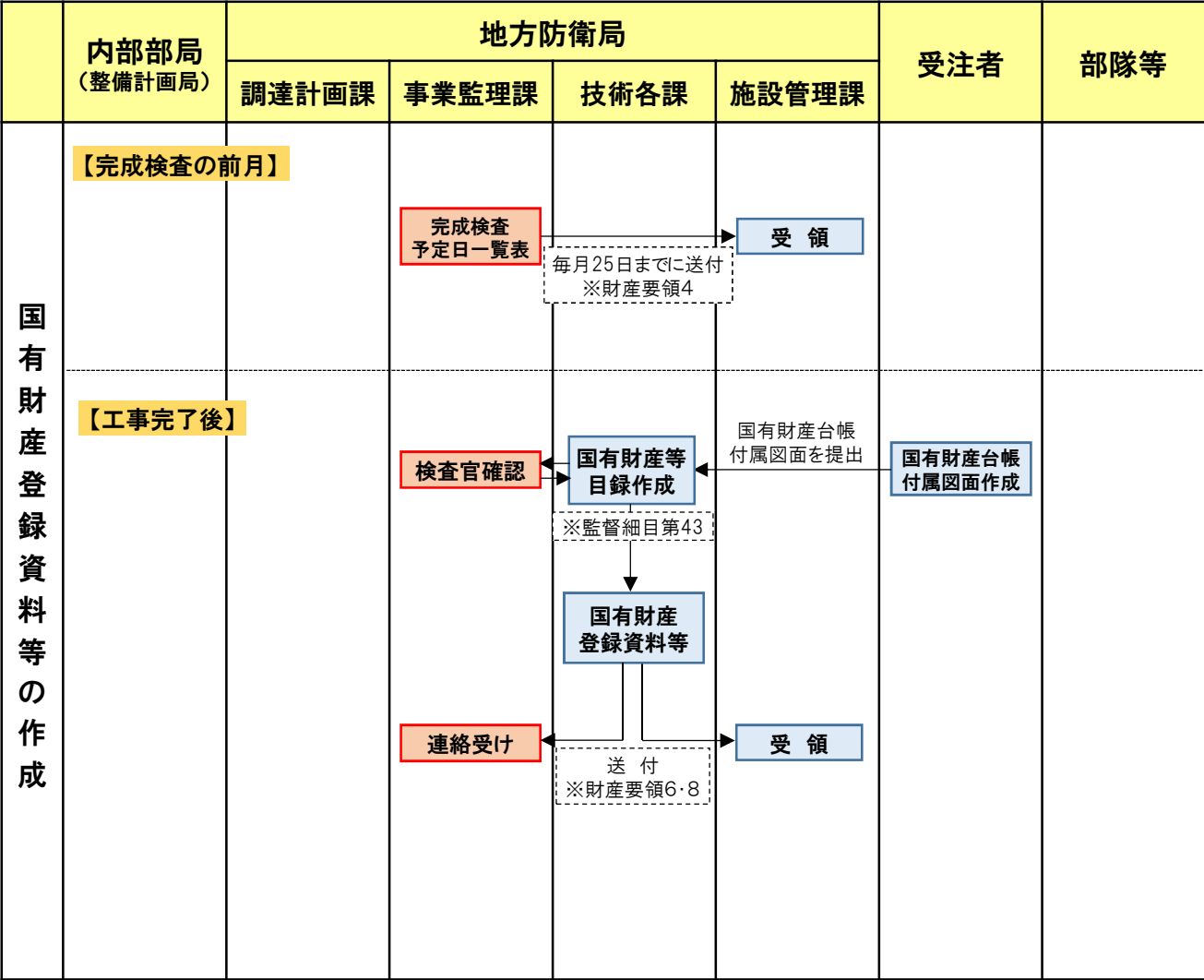
技術検査:技術検査要領について(防整技第7408号。28. 4. 1)

契約書 :建設工事請負契約書について(防整施(事)第146号。28. 3. 31)

成績評価:工事成績評価要領について(防整技第7160号。28. 3. 31)

【事業段階：施設完成後】

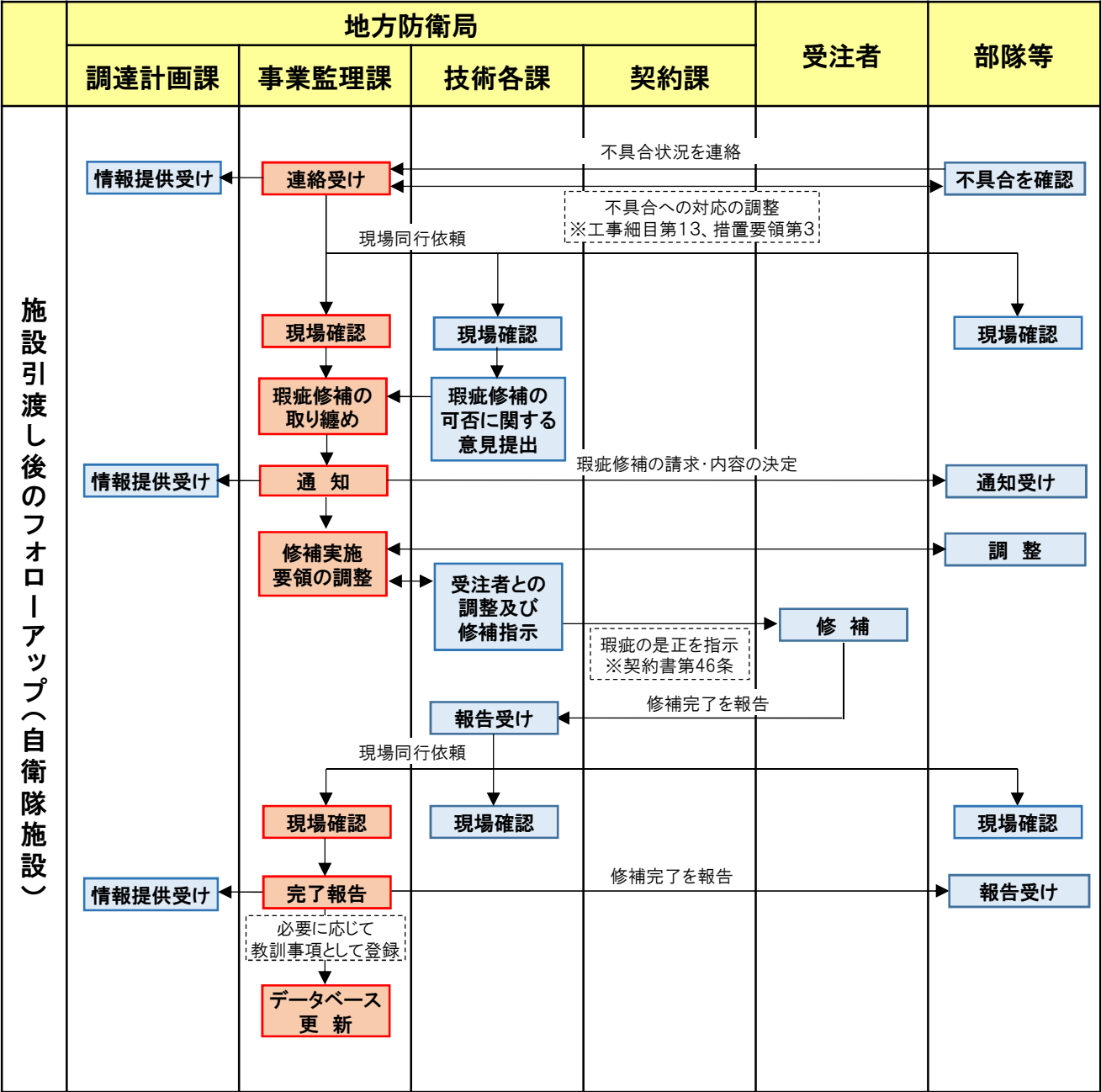
国 有 財 産 登 録 資 料 等 の 作 成
業 務 フ ロ ー



(備考)
財産訓令：防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号)
財産規則：防衛省所管国有財産取扱規則(平成18年防衛庁訓令第118号)
財産要領：自衛隊施設の建設工事(直轄工事)に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について(防整整第15718号。27. 10. 1)
提供施設の整備工事に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について(防地施第10491号。30. 6. 28)
監督細目：工事監督の実施細目について(防整技第7165号。28. 3. 31)

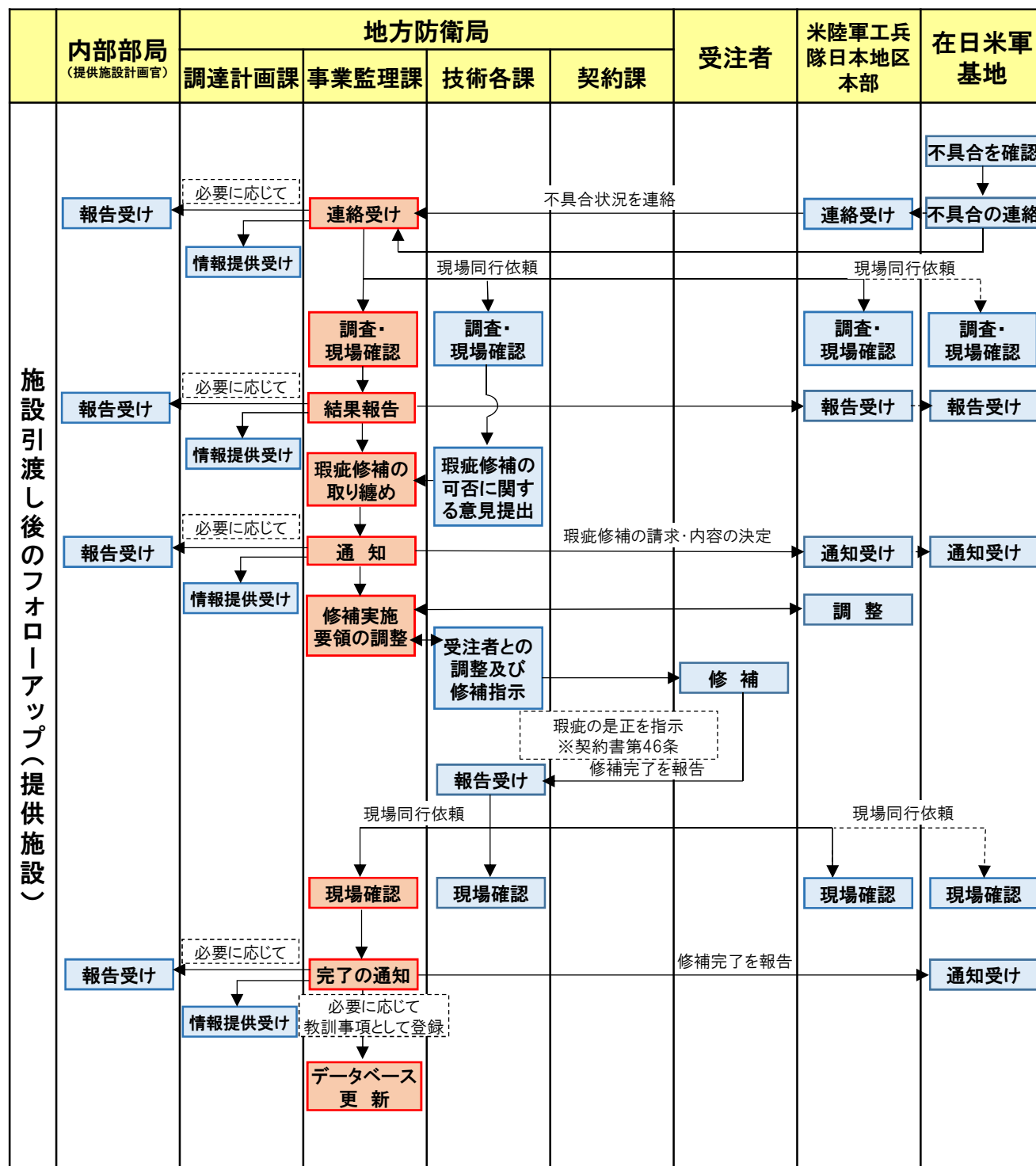
【事業段階：施設完成後】

施設引渡し後のフォローアップ（自衛隊施設）
業 務 フ ロ ー



（備考）
工 事 細 目：工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）
措 置 要 領：建設工事の引渡し後における瑕疵修補の措置要領について（防整技第7183号。28. 3. 31）
契 約 書：建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）

【事業段階：施設完成後】

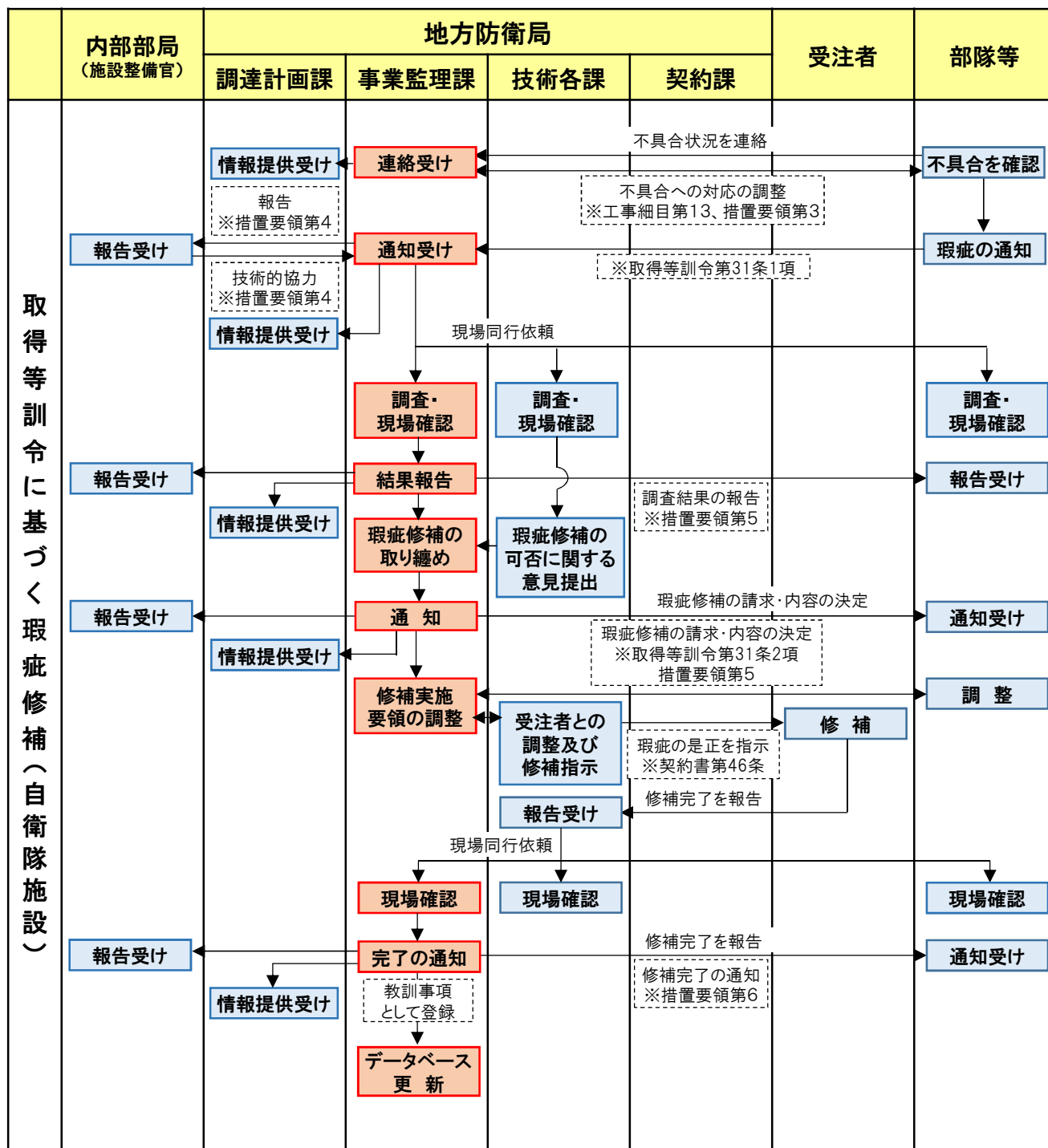
施設引渡し後のフォローアップ(提供施設)
業 務 フ ロ ー

(備考)

契約書：建設工事請負契約書について(防整施(事)第146号。28. 3. 31)

【事業段階：施設完成後】

取得等訓令に基づく瑕疵修補（自衛隊施設） 業 務 フ ロ ー



(備考)

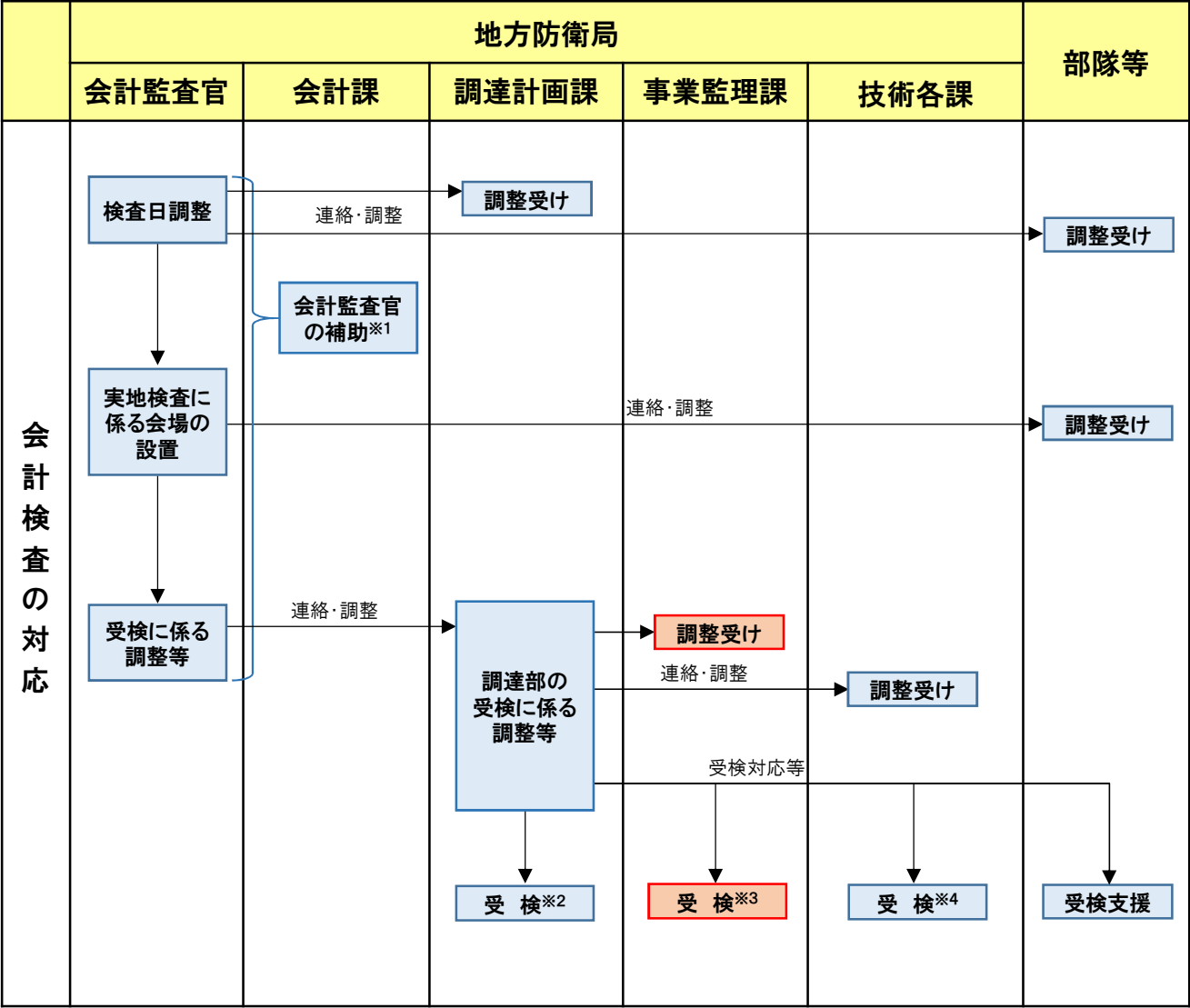
取得等訓令：防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）

措置要領：建設工事の引渡し後における瑕疵修補の措置要領について（防整技第7183号。28. 3. 31）

契約書：建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）

【事業段階：施設完成後】

会 計 検 査 の 対 応
業 務 フ ロ ー



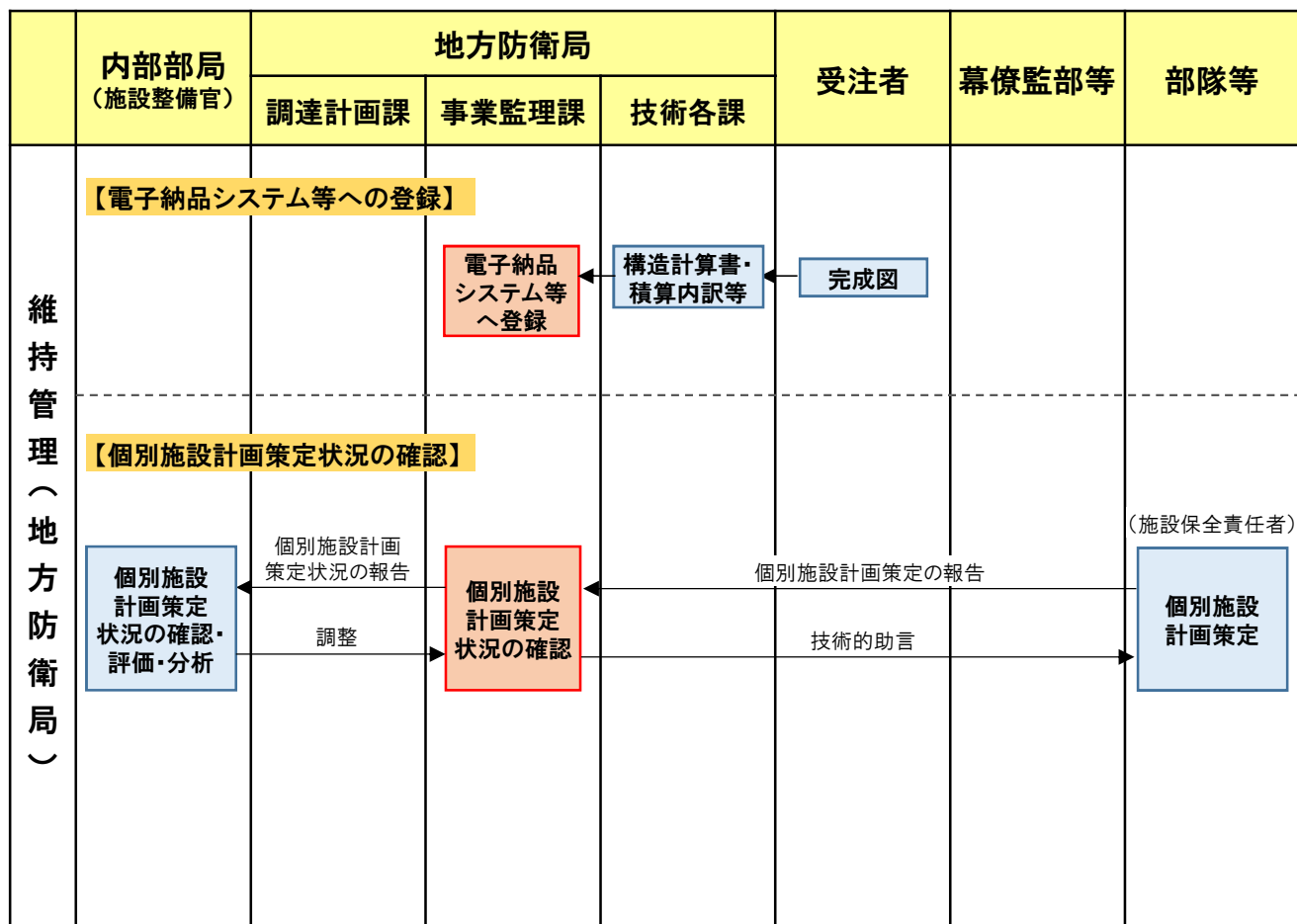
※1 地方防衛局で定める会計監査に関する達又は規則により、局長が必要があると認め補助者に指定（その他の職員も含む）。

※2 調達部の所掌事務に係る総合的な企画・立案、建設工事の実施の計画に関するものなど調達計画課の所掌に係るもの。

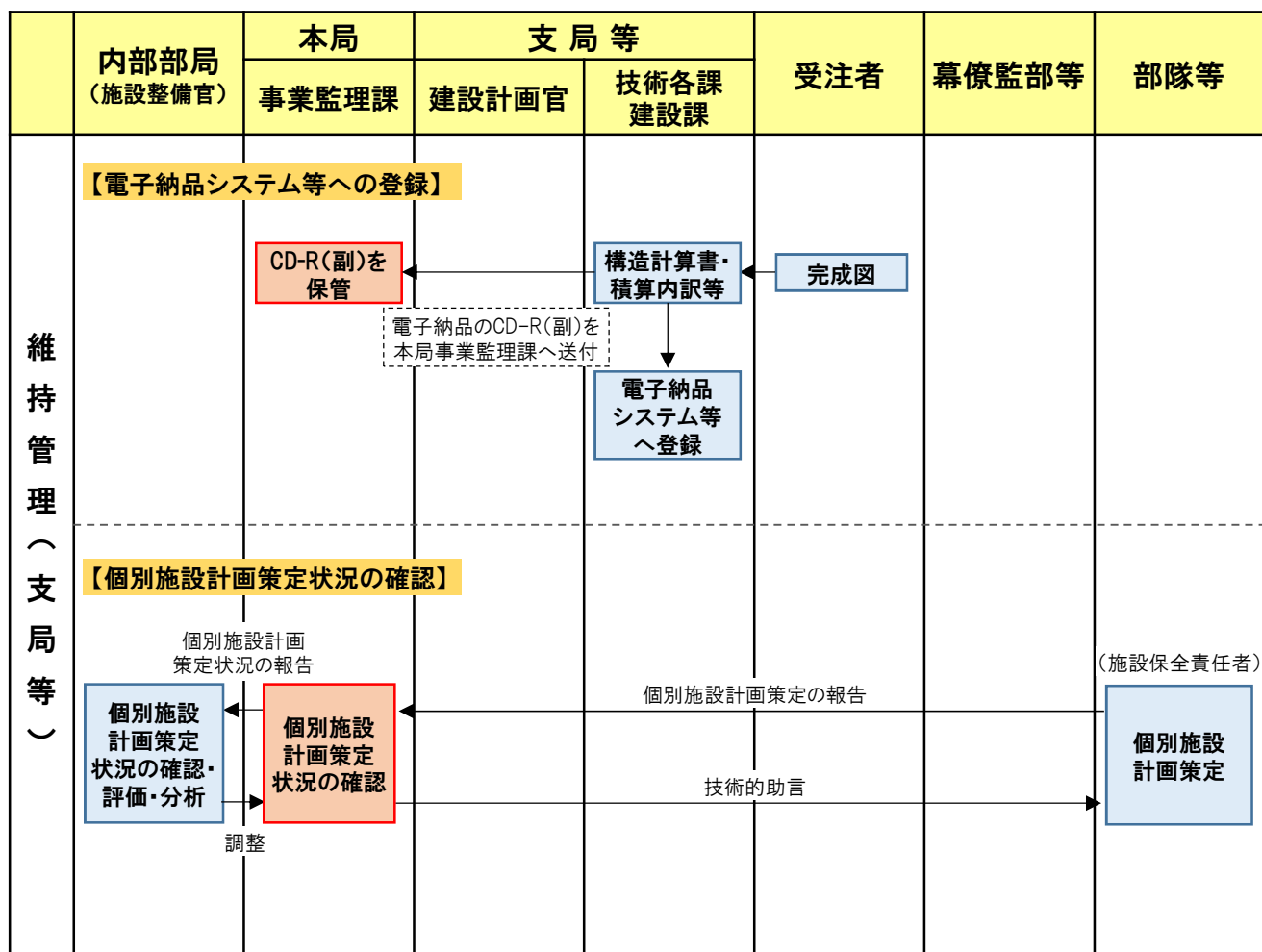
※3 調査・設計・工事に係る検査に関するものなど事業監理課が所掌するもの。

※4 積算及び調査・設計・工事に係る監督に関するものなど技術各課が所掌するもの。

【事業段階：維持管理】

維持管理（地方防衛局）
業務フロー

【事業段階：維持管理】

維持管理（支局等）
業務フロー

懸案事項管理表 (〇〇〇〇事業)

[illegible]